

高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025



令和7年1月
高 島 市

はじめに

高島市が発足して20年が経過しました。この間、「子育てしやすい高島市」を目指し、保育料・給食費・医療費の無償化、在宅育児支援事業、乳児おむつ等支給事業などを実施し、経済的負担の軽減や子育て支援の充実を図ってきました。

併せまして、子どもの発達を支援する児童発達支援センター「エール」や、児童虐待、不登校などを含む子育て家庭が抱える様々な課題に包括的に対応することも家庭センターを開設し相談体制の拡充も行ってきました。



国においては、こども施策を総合的に推進することを目的に令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法の中で「こども」とは、「心身の発達過程にあるもの」と定義され、どの年齢でも必要なサポートが受けることができ、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことが示されました。

今後も子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化に応じたニーズを踏まえながら、結婚から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025」を策定いたしました。

計画の策定にあたり、子育て世帯を対象に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、市が設置している「子ども・子育て会議」において活発な議論を重ねていただきました。

高島市ではこの計画をもとに、関係機関がより一層連携を深めながら、「子育てしやすい高島市」を目指し、子どもが心豊かに育つ環境づくりに努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見やご提案をいただいた「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和7年1月

高島市長

福井正明

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
(1) 計画の法定根拠	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の性格	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
6 高島市の子どもと子育て家庭の概況	4
7 子ども・子育て支援に関するニーズ調査から	12

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	22
2 計画策定の視点	23
3 計画の基本目標	25
4 施策の体系	26
5 重点施策	32

第3章 目標実現のための施策の推進

基本目標1 子どもの未来を応援する取り組みの推進	33
基本施策1ー(1) 子どもが安心して過ごせる場の提供	33
基本施策1ー(2) 子どもの社会体験機会の提供	34
基本目標2 安全安心な環境で過ごせる取り組みの推進	36
基本施策2ー(1) 発達に支援が必要な子どもや保護者を支える体制の充実	36
基本施策2ー(2) 児童虐待防止対策の充実・いじめ防止対策の推進	39
基本施策2ー(3) 包括的な支援体制の整備	40
基本目標3 出生前から未就学児の支援の充実	43
基本施策3ー(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	43
基本施策3ー(2) 親子の健康づくりの推進	45
基本施策3ー(3) 妊娠から子育て期の医療との連携推進	47
基本施策3ー(4) 乳幼児期の保育・教育事業の充実	48
基本施策3ー(5) 保育等施設的环境づくり	49
基本施策3ー(6) 乳幼児交通安全対策の充実	50

基本目標4	学童期・思春期・青年期の支援の充実	52
基本施策4-1	未来を担う人材育成に向けた学校教育の充実	52
基本施策4-2	思春期保健対策の充実	54
基本施策4-3	豊かな自然環境や歴史・文化を生かした人づくり	55
基本施策4-4	家庭や地域の教育力向上	56
基本施策4-5	一人ひとりの育ちをサポートする体制の整備	57
基本施策4-6	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	58
基本施策4-7	出会い・結婚の機会創出	60
基本目標5	子育て家庭への支援の充実	61
基本施策5-1	子育て家庭の多様なニーズへの支援	61
基本施策5-2	子育て家庭への経済的支援の充実	62
基本施策5-3	ひとり親家庭への支援	64

第4章 計画の目標値等

1	教育・保育提供区域の設定	66
2	将来の子ども人口	68
3	乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	72
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	74

第5章 計画の推進

1	計画の推進主体と連携の強化	90
2	計画の進行管理	90

資料編

1	計画の策定経過	91
2	用語の説明	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、乳幼児期の質の高い教育・保育ニーズの高まりなど、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育および地域の子育て支援に係る新たな制度が、平成27年度から施行され、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が図られています。また、「子ども・子育て支援法」により、都道府県および市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、平成26年度末で計画期間が終了した次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

このように、子どもに関する様々な施策の充実が図られたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、児童虐待や不登校件数が増加するなど子どもを取り巻く状況が深刻であることから、こども施策を社会全体で総合的に実施していくため令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月には、こども基本法第9条に基づく「こども大綱」が閣議決定されたところです。

一方、高島市では、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備していくため、平成22年度に「高島市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）たかしま こども みらい あくしょん・ぷらん2」を、また、平成26年度に「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2015」、令和2年度には「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2020」を策定し、計画に基づき地域の実情に応じた教育・保育の提供や子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

この「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2020」の計画年度が、令和6年度末をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえるとともに、今後においても質の高い乳幼児期の教育・保育を総合的に提供し、すべての子どもと子育て家庭への支援を充実させるため、子ども・子育て支援の基本理念、基本目標および施策などを包括的に示した「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2025」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

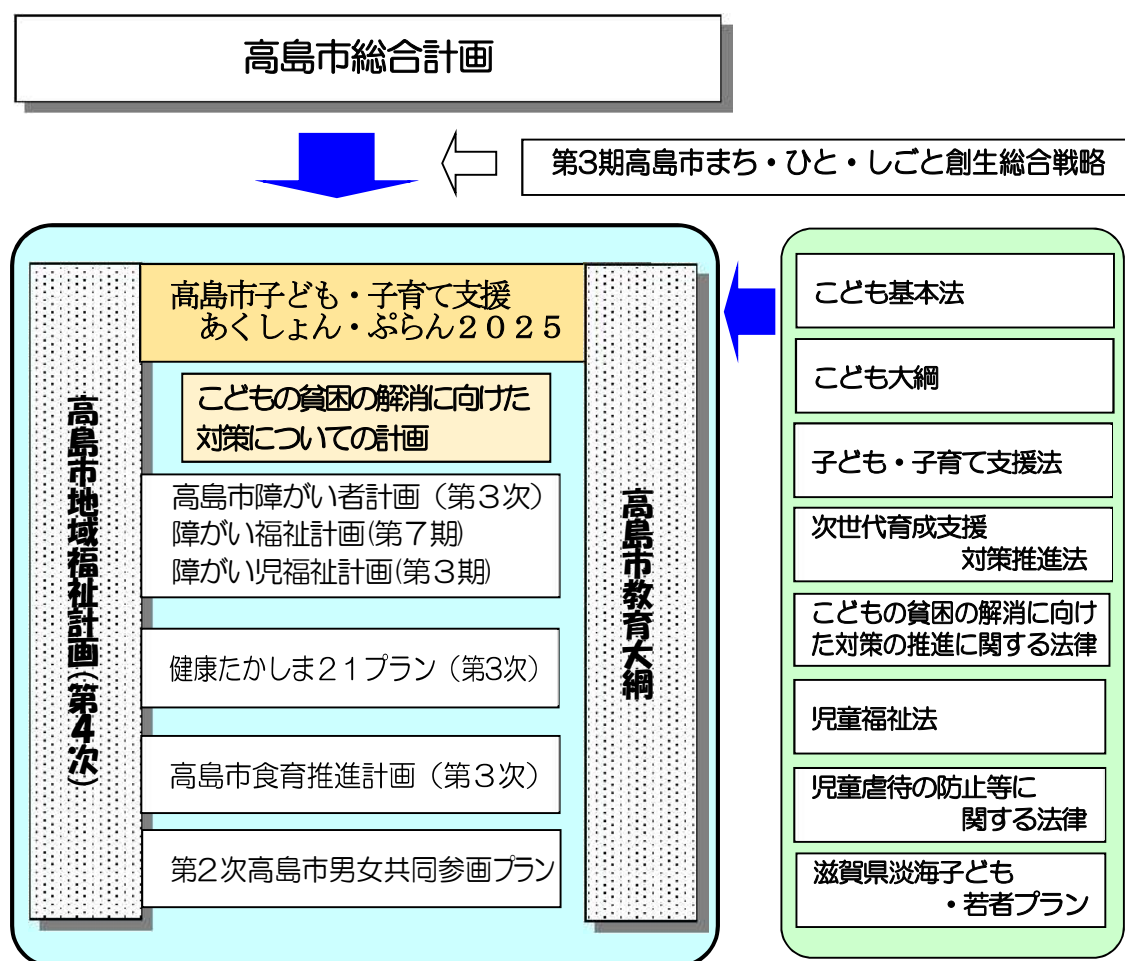
（1）計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められています地域行動計画を包含したものとします。さらに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める市町村計画についても、子ども・子育て支援と関連が深いことから、一体的に策定することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、高島市の最上位計画である「高島市総合計画」に基づく施策を推進するための個別計画として位置づけられます。また、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連の法律や「滋賀県淡海子ども・若者プラン」など関連する個別計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



(3) 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取り組みの基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取り組みを示すものです。また、市民をはじめ、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、事業者、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭としますが、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ柔軟な対応を行うこととします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民、団体等も対象とします。

<参考>

子ども・子育て支援法第6条第1項

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、子ども人口の推移や事業の進捗状況、社会環境の変化等により、計画期間内に見直すことがあります。

○計画の期間

計画 \ 年度	平成27年度 ～ 令和元年度	令和2年度 ～ 令和6年度	令和7年度 ～ 令和11年度
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2015			
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2020			
高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025			

5. 計画の策定体制

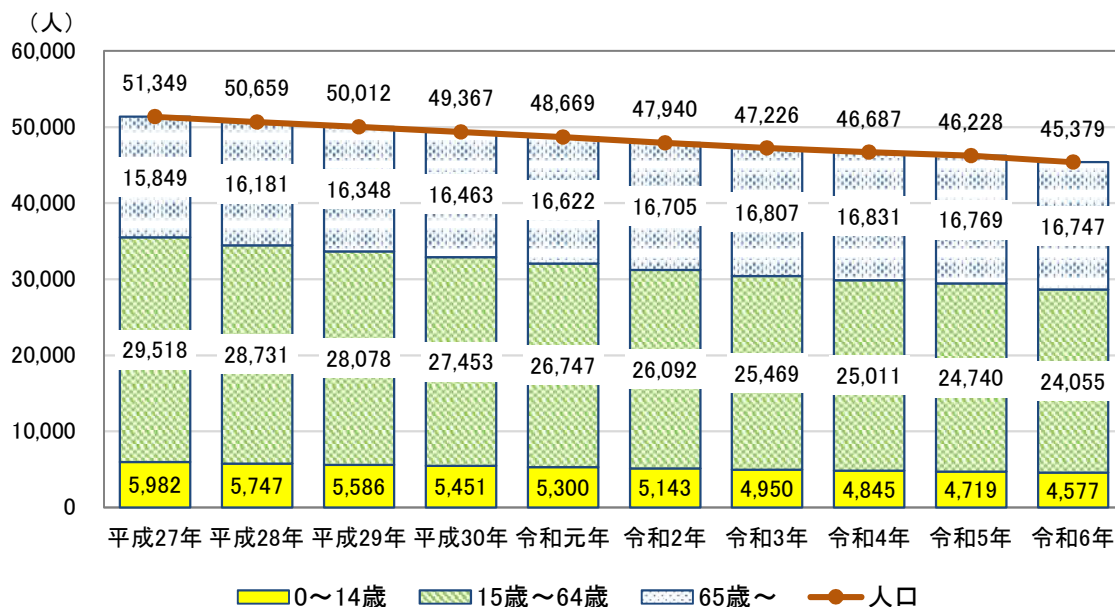
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、「高島市子ども・子育て会議」を設置し、それぞれの分野から幅広いご意見を伺いました。また、高島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、小学校就学前子どものいる世帯および小学生のいる世帯を対象に実施し、その結果を事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。さらに、本計画に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメントを実施しました。

6. 高島市の子どもと子育て家庭の概況

① 人口の減少

高島市の平成27年以降の人口の推移を住民基本台帳でみると、減少傾向を示し、令和6年には45,379人となっています。また、0～14歳も減少の一途をたどり、令和6年には4,577人となり、少子化が一層進んでいます。

■人口の推移



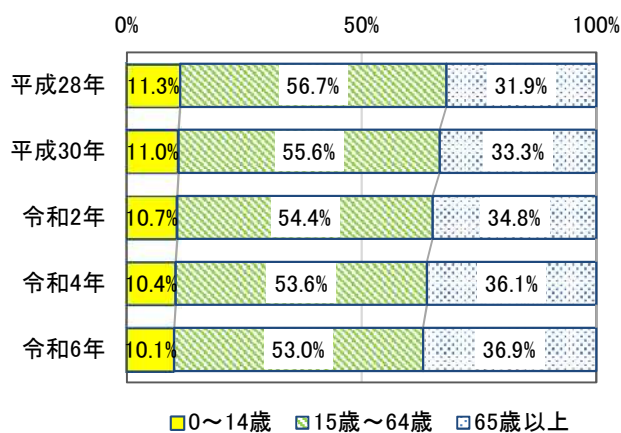
資料：住民基本台帳(3月末現在)

② 少子高齢化の進行

年齢3区分別人口構成のうち、0～14歳の年少人口率は、平成28年の11.3%が令和6年には10.1%に低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口率（高齢化率）は、平成28年の31.9%が、令和6年には36.9%に上昇しています。

■年齢3区分別人口構成の推移

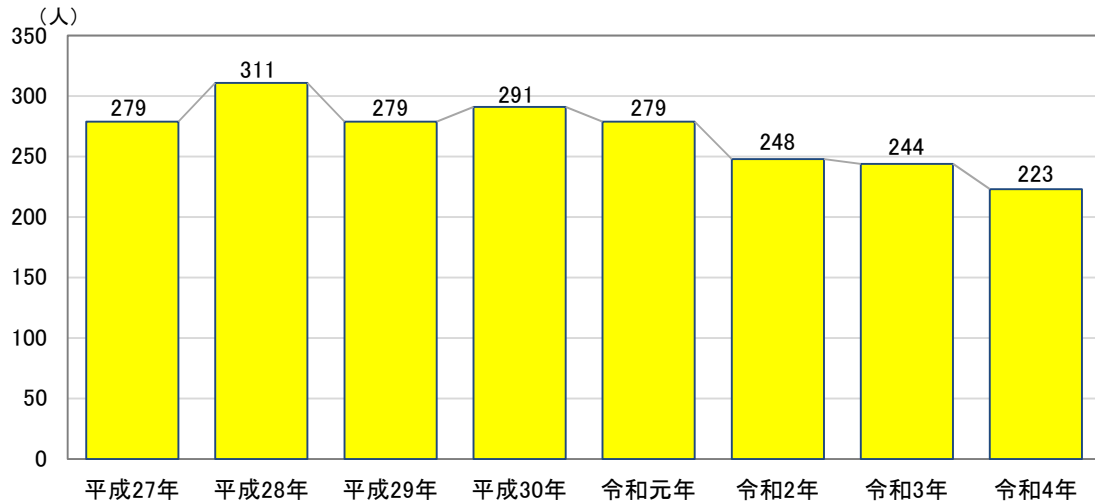


資料：住民基本台帳(3月末現在)

③ 年間出生者数の減少

出生数は、平成28年に311人となりましたが、それ以降は300人を下回り、平成30年以降はさらに減少が続き、令和2年以降は250人を下回る状況で、令和4年には223人となっています。

■出生数の推移

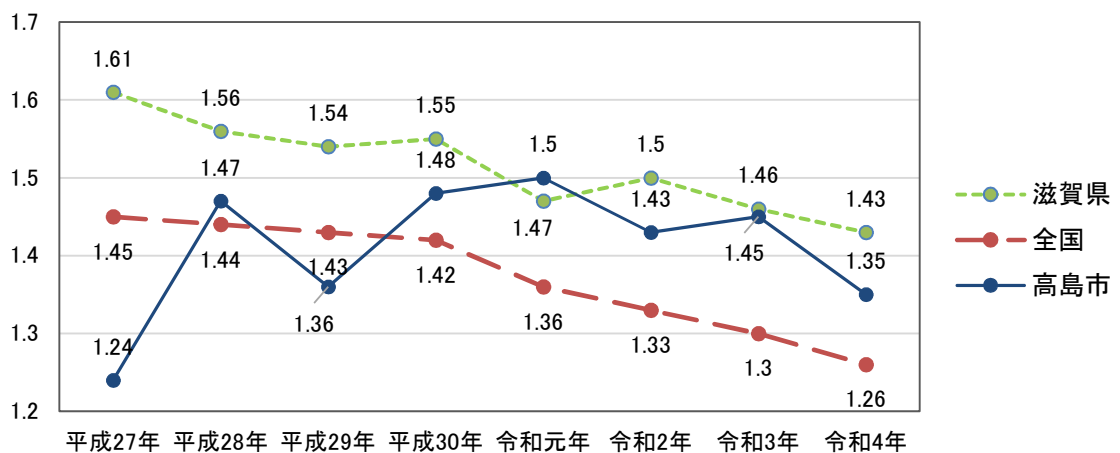


資料：各年厚生労働省「人口動態統計」(年次集計)

④ 合計特殊出生率の低下

ベイズ推定値による合計特殊出生率は、平成27年の1.24から令和元年に1.5まで回復しましたが、その後徐々に低下し、令和4年には1.35と全国の値は上回っていますが、滋賀県の値は下回っている状況です。

■ベイズ推定値による合計特殊出生率の推移



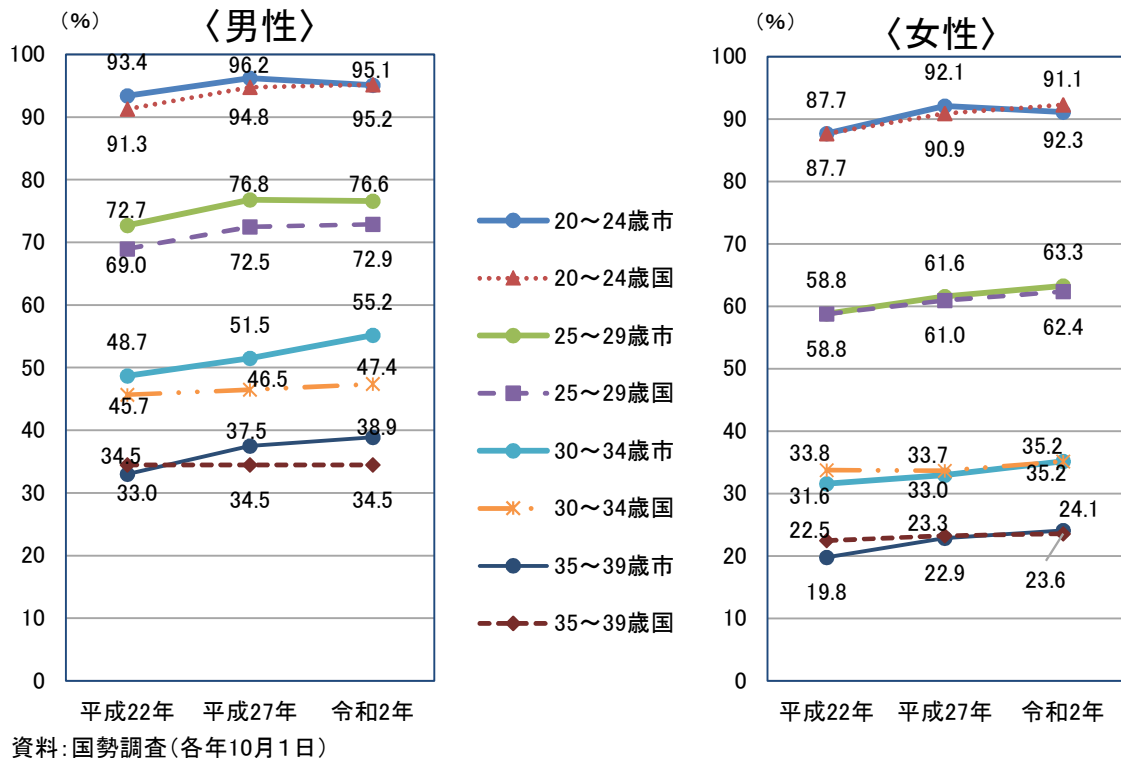
資料：人口動態統計特殊報告、湖西の健康福祉

注) ベイズ推定値とは、市町村別の合計特殊出生率は、出生数が少なく、年齢階級別出生率が不安定な動きを示すため、当該市町村のデータと二次医療圏等单位で推定した変数を総合化することにより算出した数値のことをいいます。

⑤ 未婚率の上昇

国勢調査から男女別に未婚率をみると、男女ともに未婚率が上昇を続けています。特に男性は、25歳以上の未婚率が全国水準を大きく上回っています。また、女性も、25歳以上の未婚率は上昇しており、令和2年では、どの年代も全国水準とほぼ同値となっています。

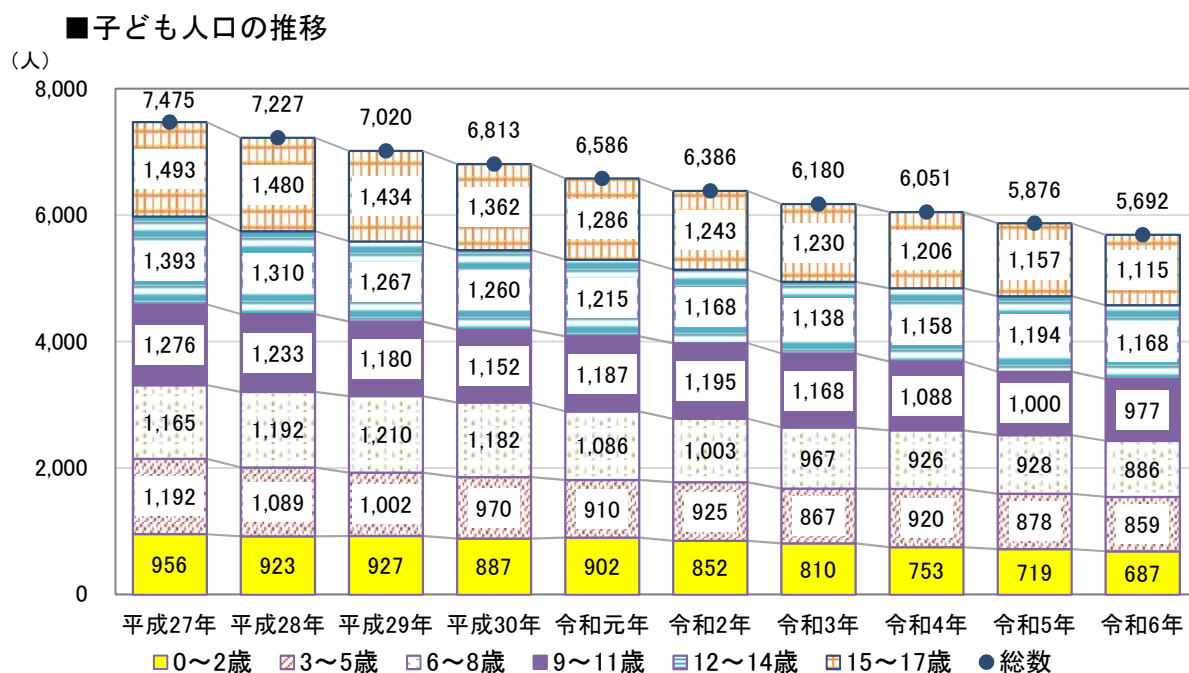
■性別・年齢5歳階級別 未婚率の推移



⑥ 子ども人口の減少

18歳未満の子ども人口の推移は年々減少し、令和6年3月末現在では5,692人となっており、平成27年と比較して1,783人減少し、減少率は23.9%となっています。

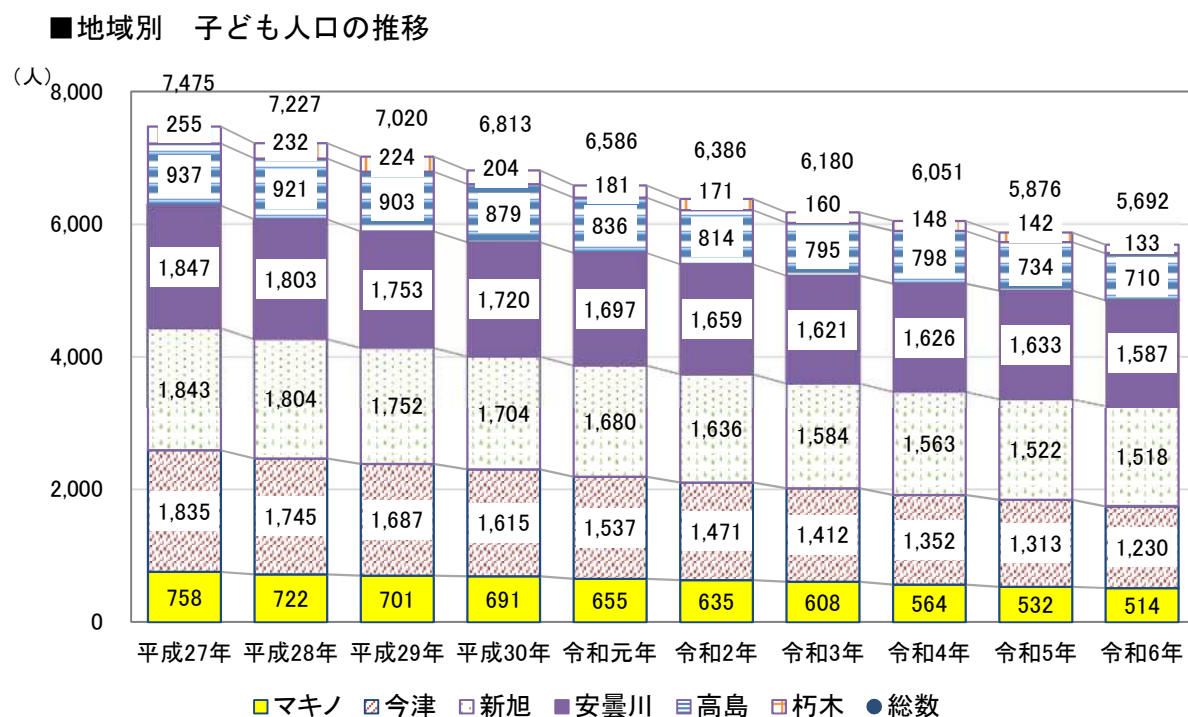
年齢層別にみると、0～2歳が28.1%で最も減少率が高く、次いで3～5歳が27.9%、15～17歳（高校生相当）が25.3%、6～8歳が23.9%、9～11歳が23.4%、12～14歳（中学生相当）が16.2%となっています。



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

地域別の子ども人口の推移は、すべての地域で減少しており、減少率が最も高い地域は朽木地域で、令和6年の子ども人口は平成27年と比べて47.8%減少しています。次いで減少率が高い地域は、今津地域が33.0%、マキノ地域が32.2%と北部地域を中心に減少率が高くなっています。

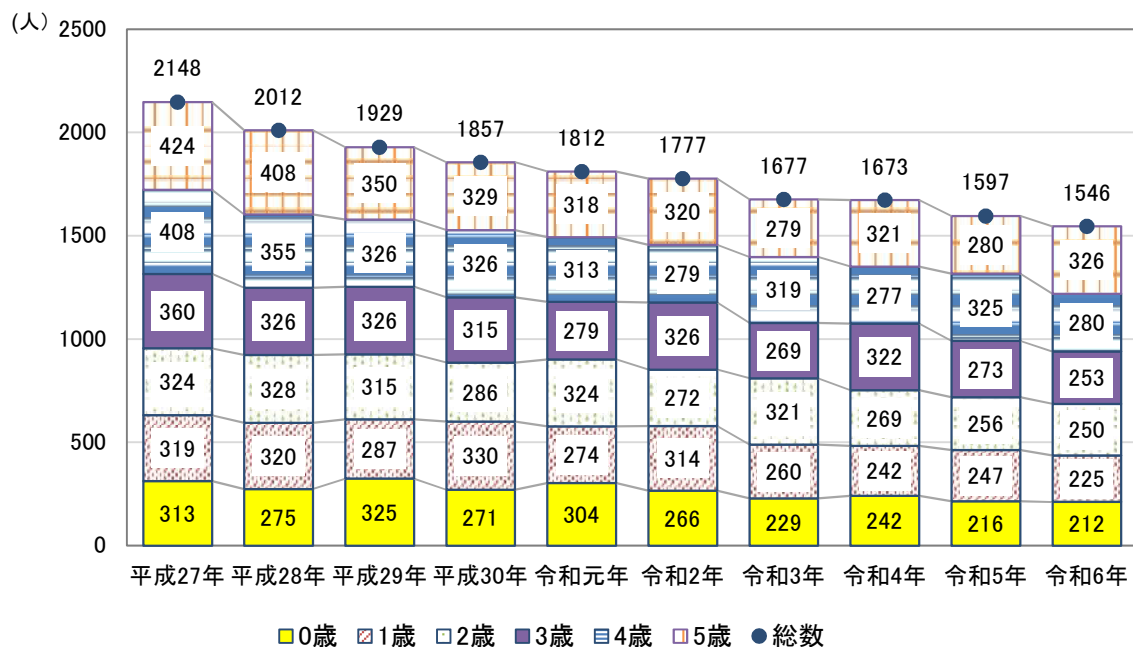
一方、減少率は最も低い地域は安曇川地域が14.1%、次いで新旭地域が17.6%、高島地域が24.2%と新旭地域より南の地域の減少率が低くなっています。



資料:各年住民基本台帳(各年3月末現在)

就学前の0～5歳の人口は、平成27年から令和6年まで毎年減少しています。平成27年には各年齢300人を超えていましたが、令和6年には5歳以外は200人台となっており、0歳および1歳は250人を下回っています。

■就学前人口の推移

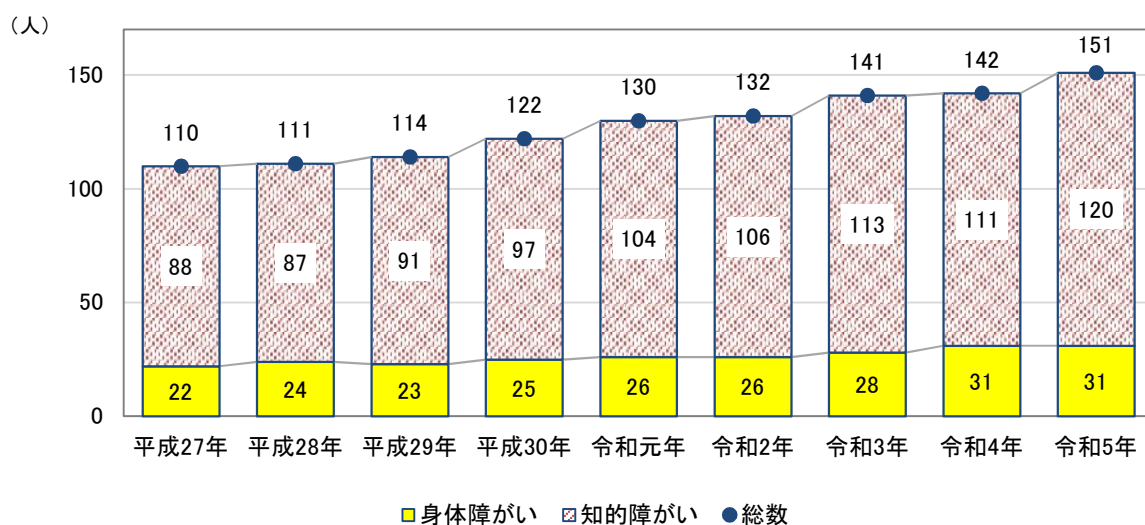


資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

⑦ 障がいのある児童

身体障害者手帳および療育手帳の交付状況をみると、身体障がいまたは知的障がいのある児童は、平成27年の110人から令和5年の151人まで年々増加しています。

■身体・知的障がいのある児童の推移



資料: 福祉行政報告例(各年度3月末現在)

■身体障害者手帳交付状況（18歳未満）

（単位・人）

種類	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
視覚障がい	4	4	3	2	2
聴覚・平衡機能	1	2	2	1	1
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0
肢体不自由	13	13	15	20	18
内部障がい	8	7	8	8	10
計	26	26	28	31	31

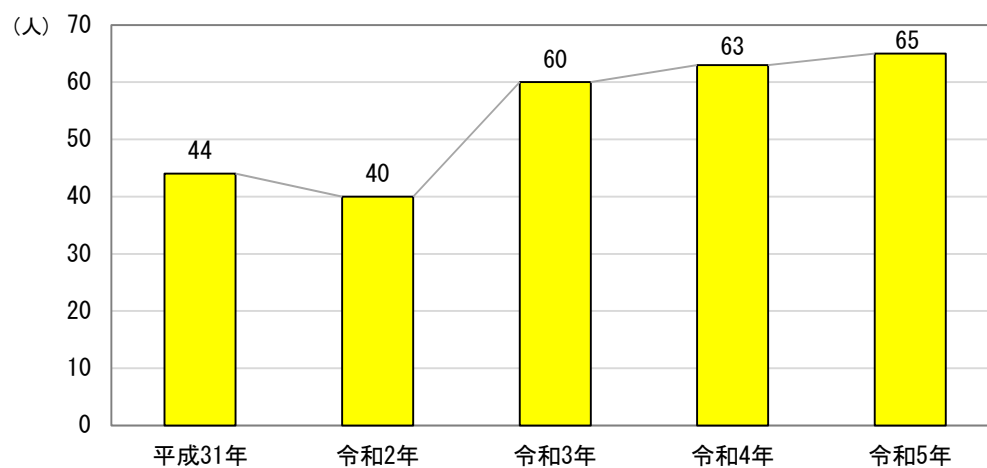
■療育手帳交付状況（18歳未満）

（単位・人）

種類	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重 度	26	28	32	33	39
中軽度	78	78	81	78	81
計	104	106	113	111	120

資料：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

■障がいのある子どもの受入数の推移（保育園、認定こども園、幼稚園）

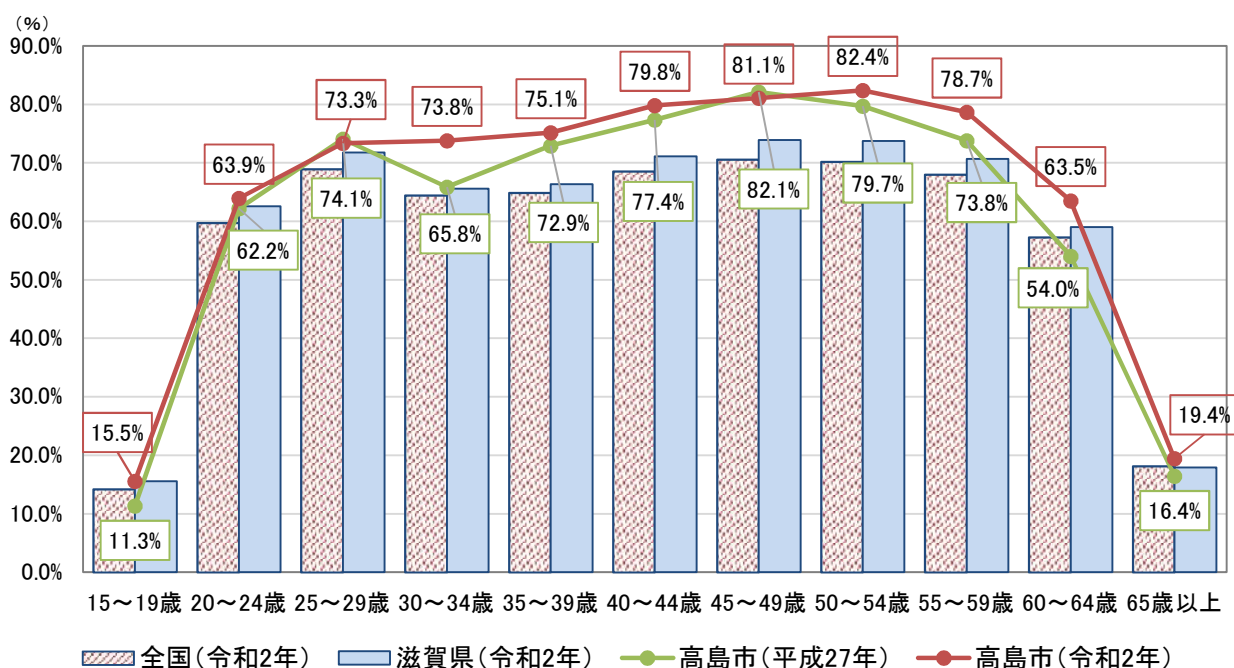


資料：たかしま障がい者プラン（各年４月１日現在）

⑧ 女性の就業率の上昇

平成27年の女性の年齢別就業率は、結婚・妊娠期にあたる年代で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていました。しかし高島市の令和2年の女性の就業率は、30～34歳の就業率が低下することなく50～54歳まで上昇を続けています。また、10代後半を除いて、各年齢層で全国や滋賀県の就業率よりも高くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



資料: 国勢調査(両年10月1日)

⑨ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移をみると、平成27年の303世帯から令和2年には231世帯と減少しています。内訳は、令和2年では母子世帯が全体の87.4%を占めています。

■ひとり親世帯の推移

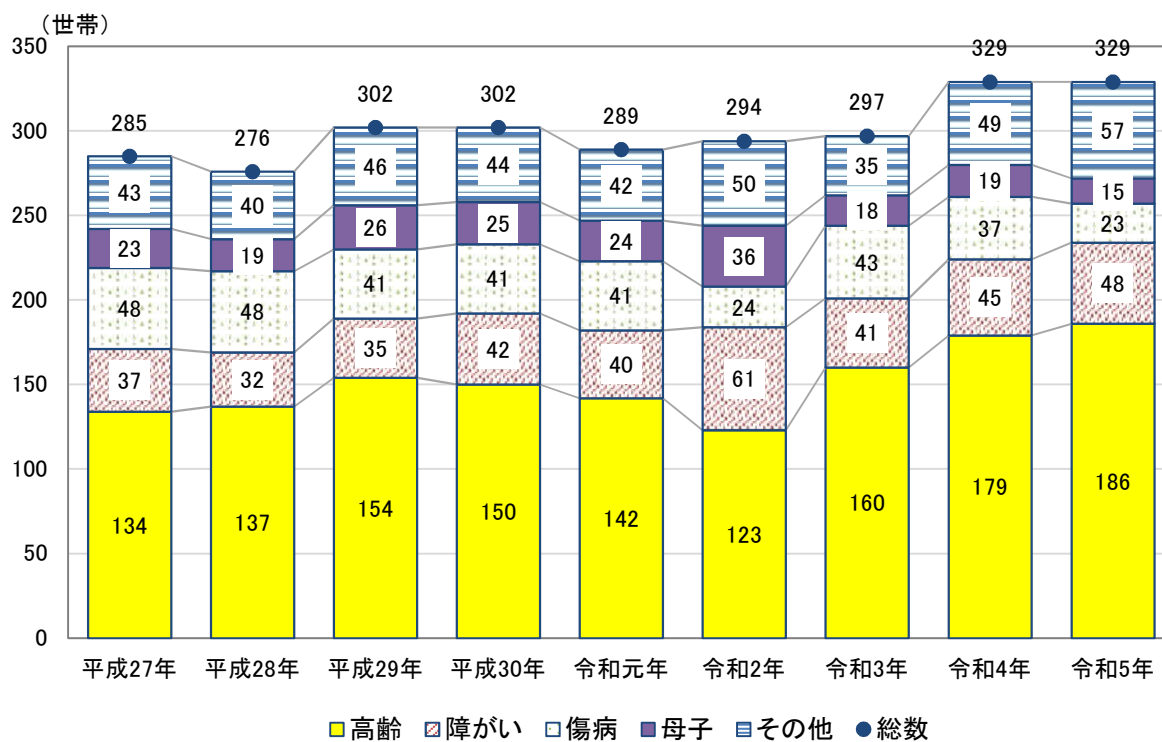
	総数			6歳未満親族のいる一般世帯		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
合計	286	303	231	50	68	29
母子世帯	261	270	202	47	66	27
父子世帯	25	33	29	3	2	2

資料: 国勢調査(各年10月1日)

⑩ 生活保護世帯における母子世帯

生活保護の被保護世帯のうち母子世帯数は、増減はありますが令和3年以降は15～19世帯で推移しています。

■生活保護の被保護世帯の類型別推移



資料: 社会福祉課(各年度末)

7. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査から

計画策定にあたって子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しており、その結果は、次のとおりです。

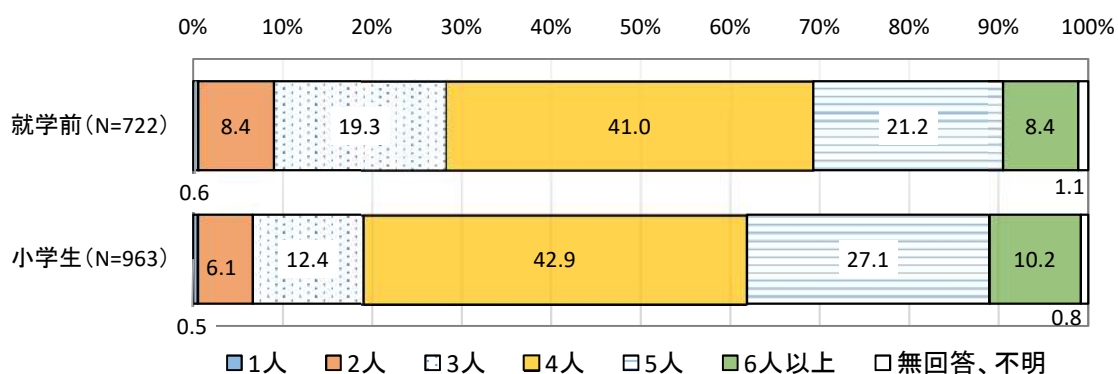
■調査の概要

項 目	就学前子ども保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	就学前の子どもの保護者	小学生の保護者
抽 出 方 法	0歳～6歳までの就学前の子どものいる家庭すべて	小学生のいる家庭すべて
調 査 方 法	幼稚園、認定こども園等保育施設、小学校を通して配付・回収し、郵送回収およびインターネットからの回答も可としました。また、幼稚園、認定こども園等保育施設に通っていないお子さんのいる家庭は、郵送による配付・回収を実施しました。	
調 査 期 間	令和6年1月10日～令和6年1月25日	
配 付 数	調査票は、就学前子ども保護者調査と小学生保護者調査を別に作成し配付。配付数合計：3,082件	
	1,189件	1,893件
回 収 数	728件	974件
回 収 率	61.2%	51.5%

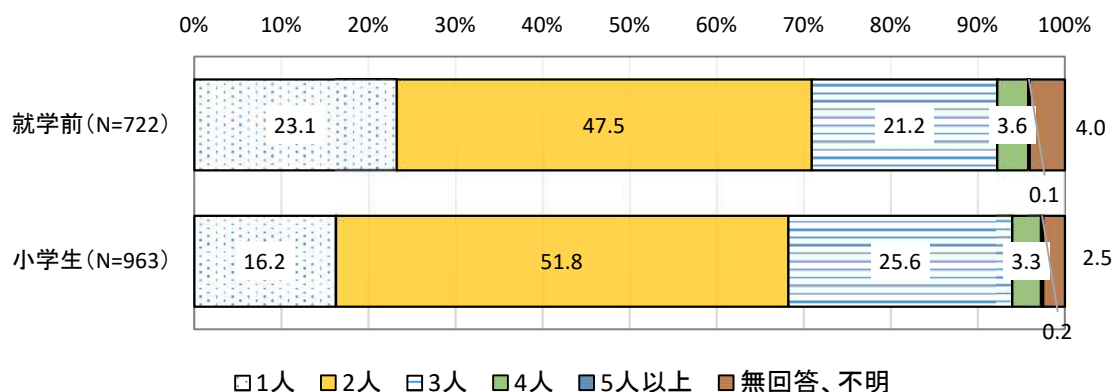
① 世帯人数と18歳未満のお子さんの人数

就学前の子どものいる世帯（以下「就学前世帯」といいます。）、小学生の子どもがいる世帯（以下「小学生世帯」といいます。）とも生計を共にしている家族の人数は「4人」が最も多く、次いで「5人」、「3人」となっています。

■生計を共にしているご家族（世帯員）の人数



■世帯員のうち18歳未満の人数

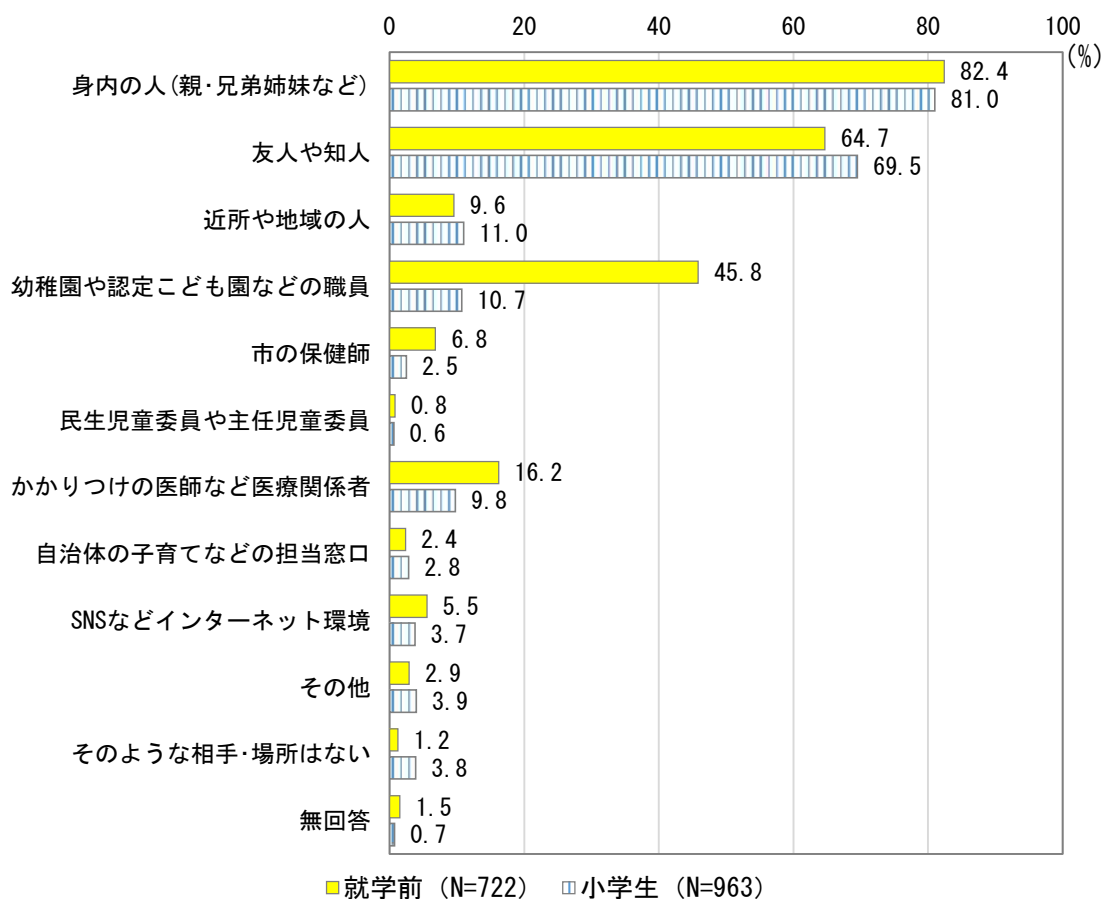


② 子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所の有無は、就学前世帯では、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が82.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が64.7%、「幼稚園や認定こども園などの職員」が45.8%となっています。

小学生世帯では、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が81.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が69.5%、「近所や地域の人」が11.0%となっています。

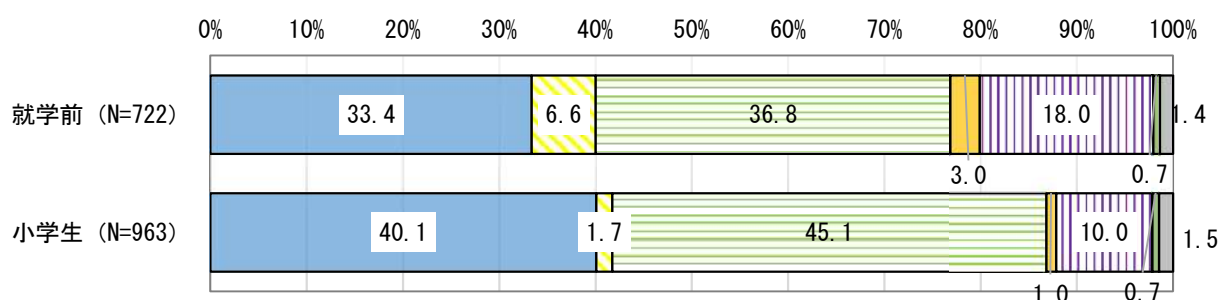
■子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所の有無



③保護者の就労状況

母親の就労状況で、「フルタイム就労」および「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中」を合わせた割合は、就学前世帯が40.0%、小学生世帯が41.8%となっています。また、「パート・アルバイト等就労」および「パート・アルバイト等就労で、産休・育休・介護休業中」を合わせた割合は、就学前世帯が39.8%、小学生世帯が46.1%となっています。この双方を合わせた就労率は、就学前世帯が79.8%、小学生世帯が87.9%となっています。

■母親の就労状況

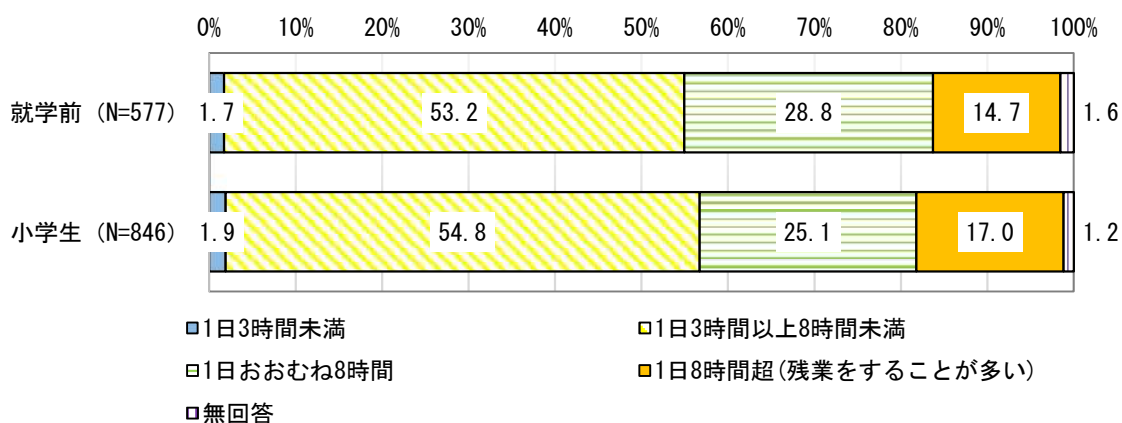


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答

母親と父親の就労時間のパターンでは、母親は就学前世帯、小学生世帯ともに1日3時間以上8時間未満が最も多く、就学前世帯が53.2%、小学生世帯が54.8%となっています。

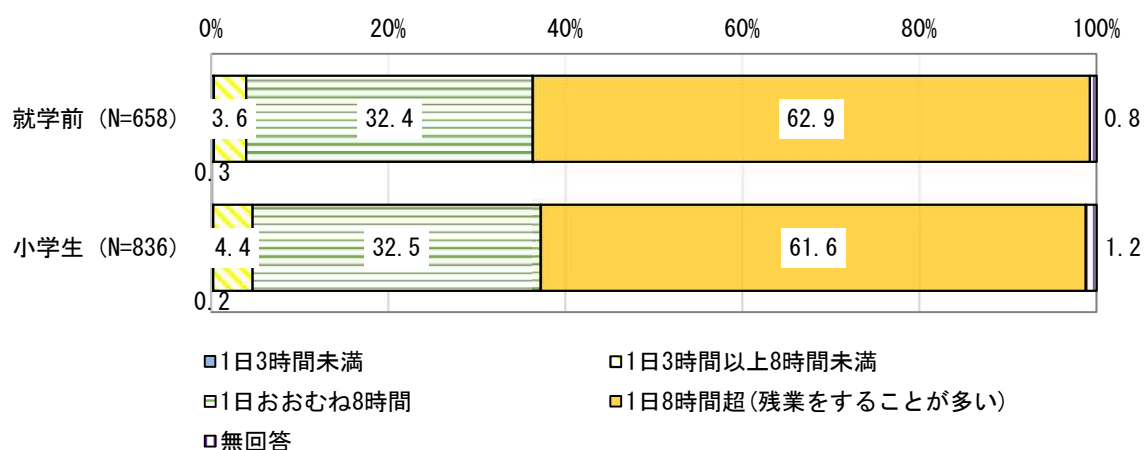
父親は、1日8時間超が多く、就学前世帯が62.9%、小学生世帯が61.6%となっており、1日おおむね8時間と合わせると全体の90%をこえています。

■母親就労時間のパターン



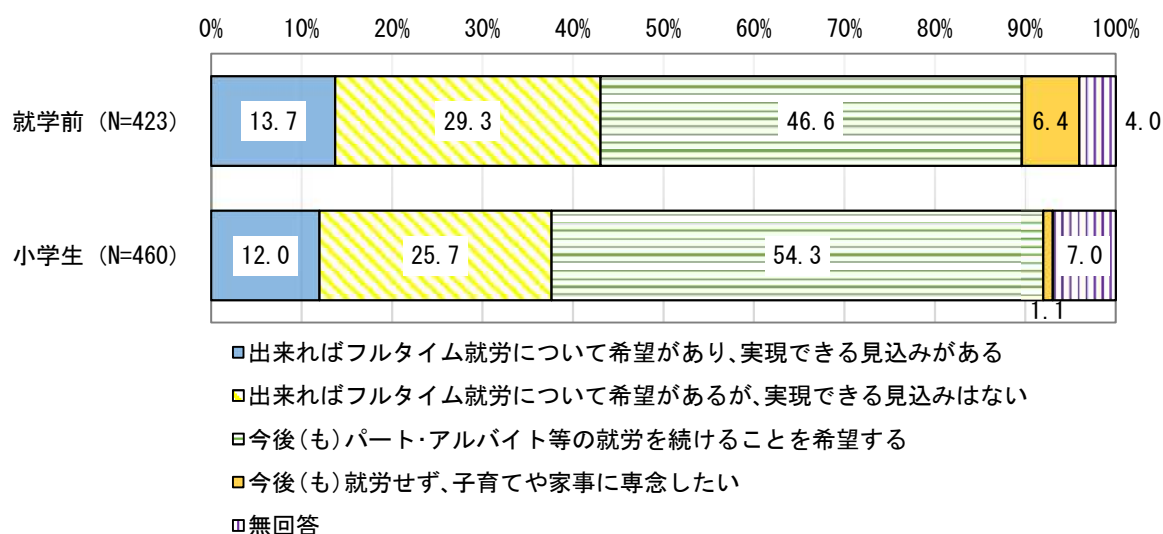
- 1日3時間未満
- 1日3時間以上8時間未満
- 1日おおむね8時間
- 1日8時間超(残業をすることが多い)
- 無回答

■父親就労時間のパターン



今後母親がフルタイム就労を希望するかについては、「今後(も)パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が、就学前世帯で46.6%、小学生世帯で54.3%と最も高く、次いで「できればフルタイム就労について希望はあるが、実現できる見込みはない」が、就学前世帯29.3%、小学生世帯25.7%となっています。

■母親のフルタイム就労の希望

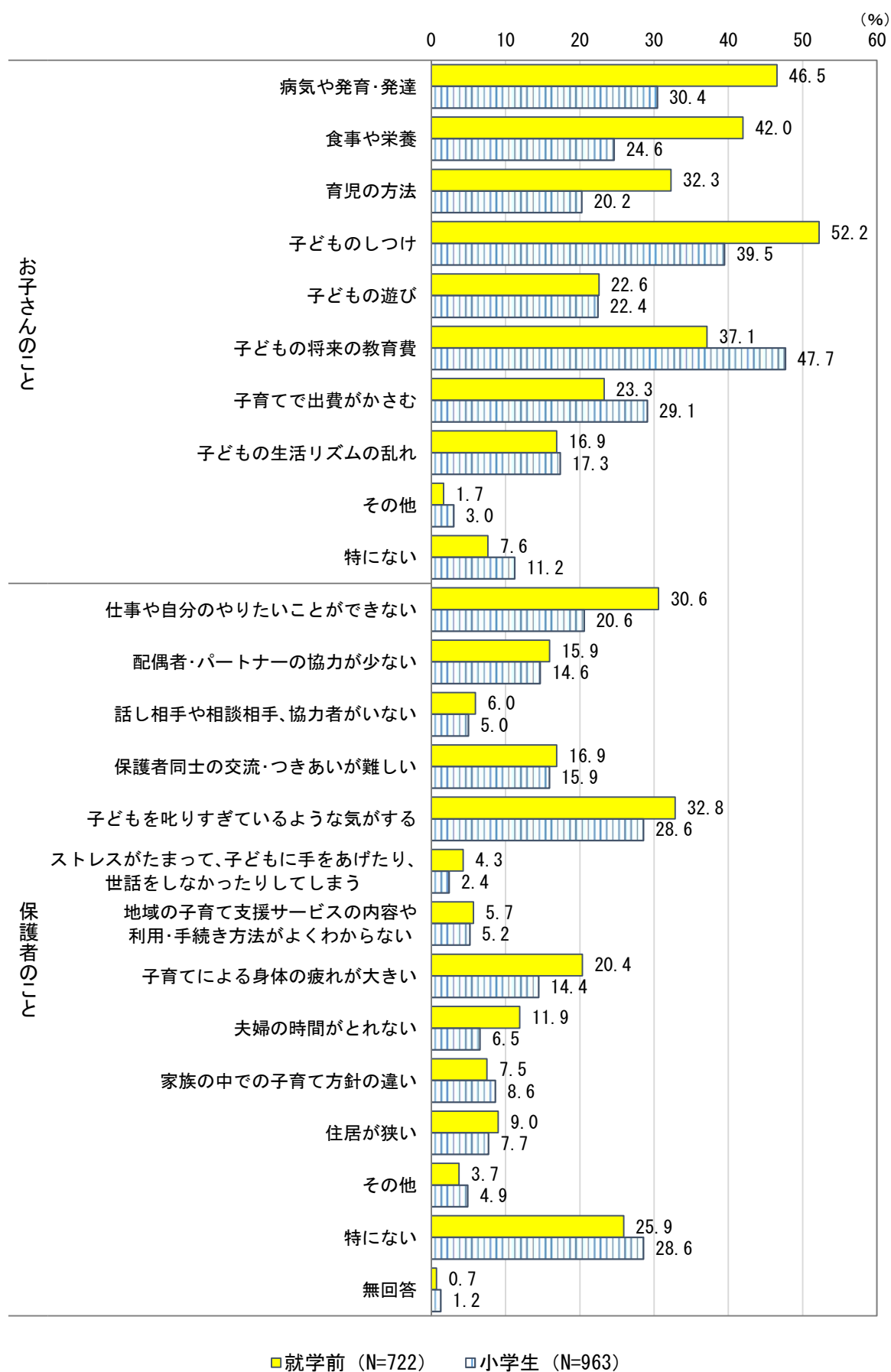


④ 子育ての不安や負担について

子育てで日頃悩んでいること、不安を感じることにについて、子どものことでは「就学前世帯は「子どものしつけ」が52.2%、小学生世帯は「子どもの将来の教育費」が47.7%と最も高くなっています。

保護者自身のことでは、「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も高く、就学前世帯が32.8%、小学生世帯が28.6%となっています。

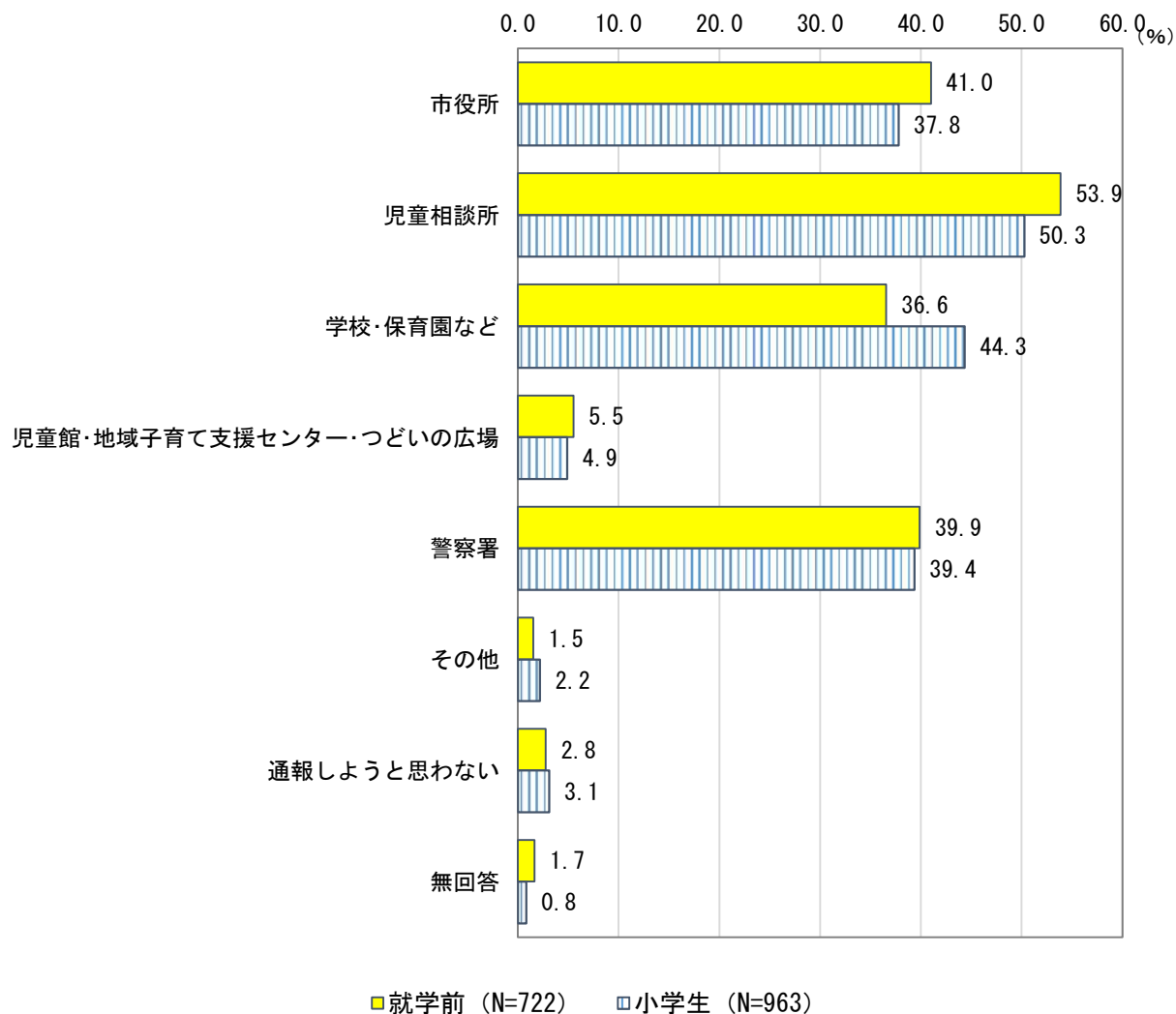
■日頃悩んでいること、不安に感じること



⑤ 虐待について

児童虐待を見聞きした場合の通報先は、「児童相談所」が就学前世帯で53.9%、小学生世帯で50.3%と最も高くなっています。次いで就学前世帯では、「市役所」が41.0%、小学生世帯では、「学校・保育園など」が44.3%と高くなっています。

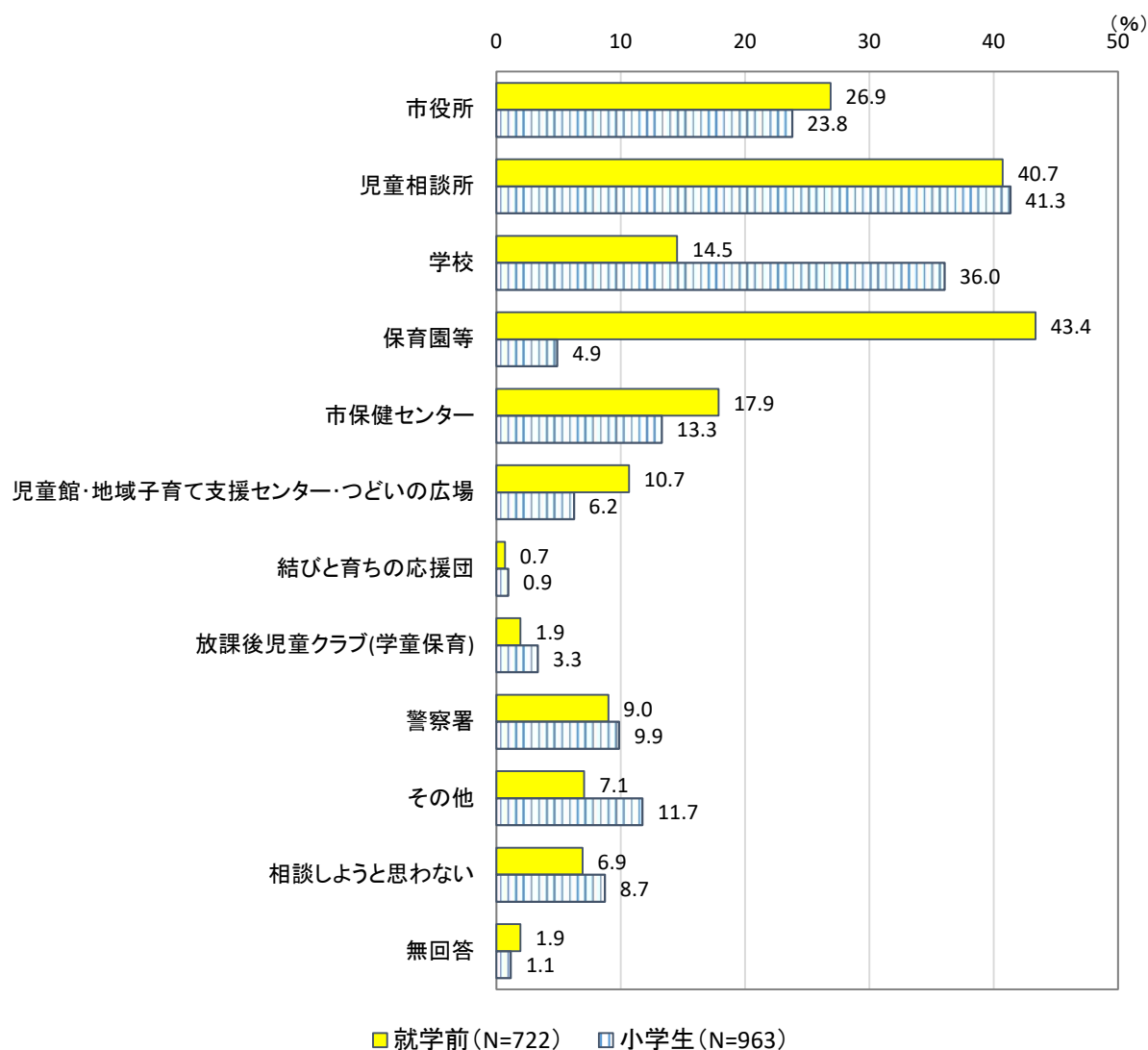
■児童虐待を見聞きした場合の通報先



児童虐待のようなことで悩んだ場合の相談先は、就学前世帯では、「保育園等」が43.4%と最も高く、次いで「児童相談所」が40.7%、「市役所」が26.9%となっています。

小学生世帯では、「児童相談所」が41.3%と最も高く、次いで「学校」が36.0%、「市役所」が23.8%となっています。

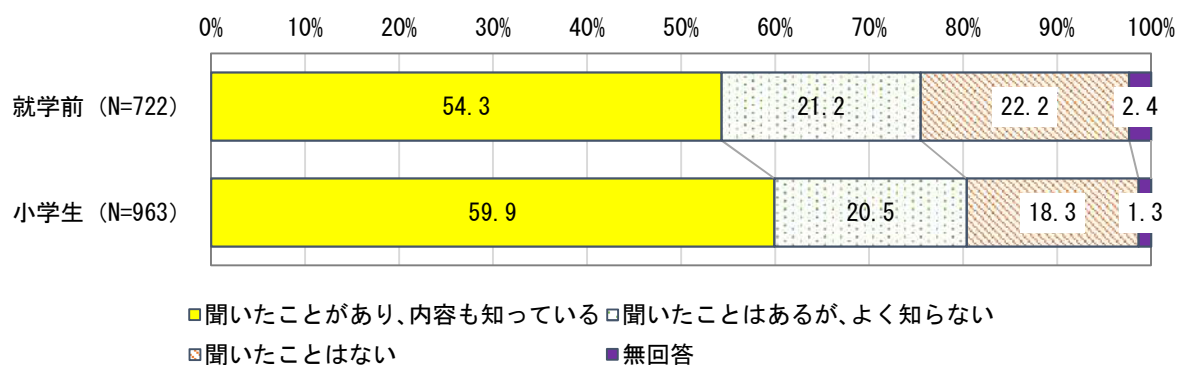
■児童虐待のようなことで悩んだ場合の相談先



⑥ 子ども若者ケアラー関係

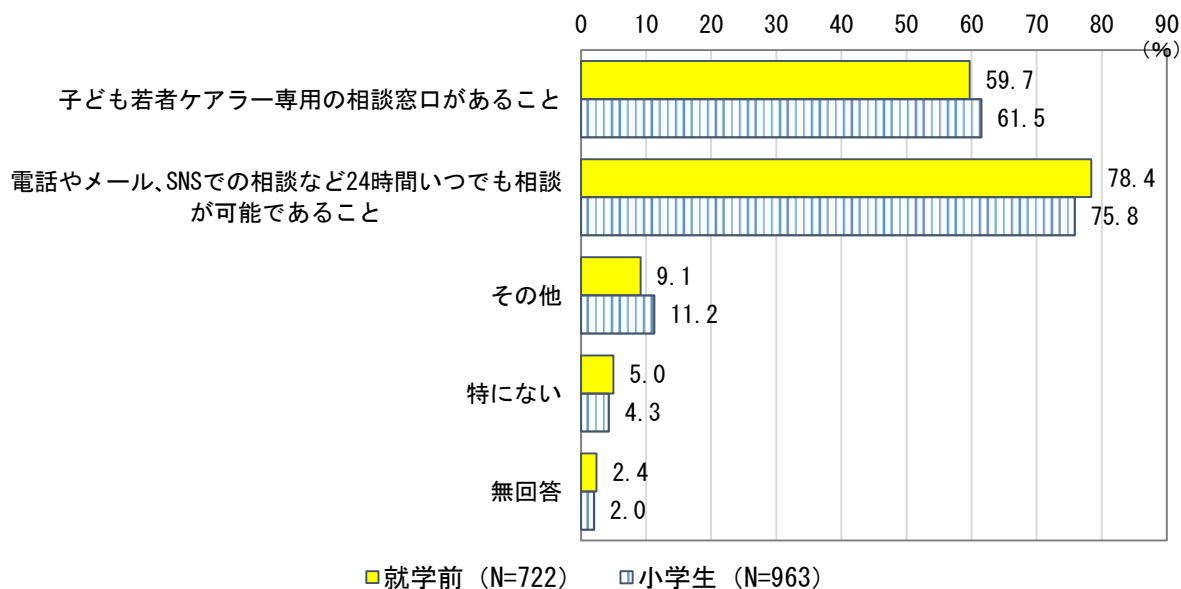
「子ども若者ケアラー」という言葉の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が就学前世帯で54.3%、小学生世帯で59.9%と最も高くなっています。

■「子ども若者ケアラー」という言葉の認知度



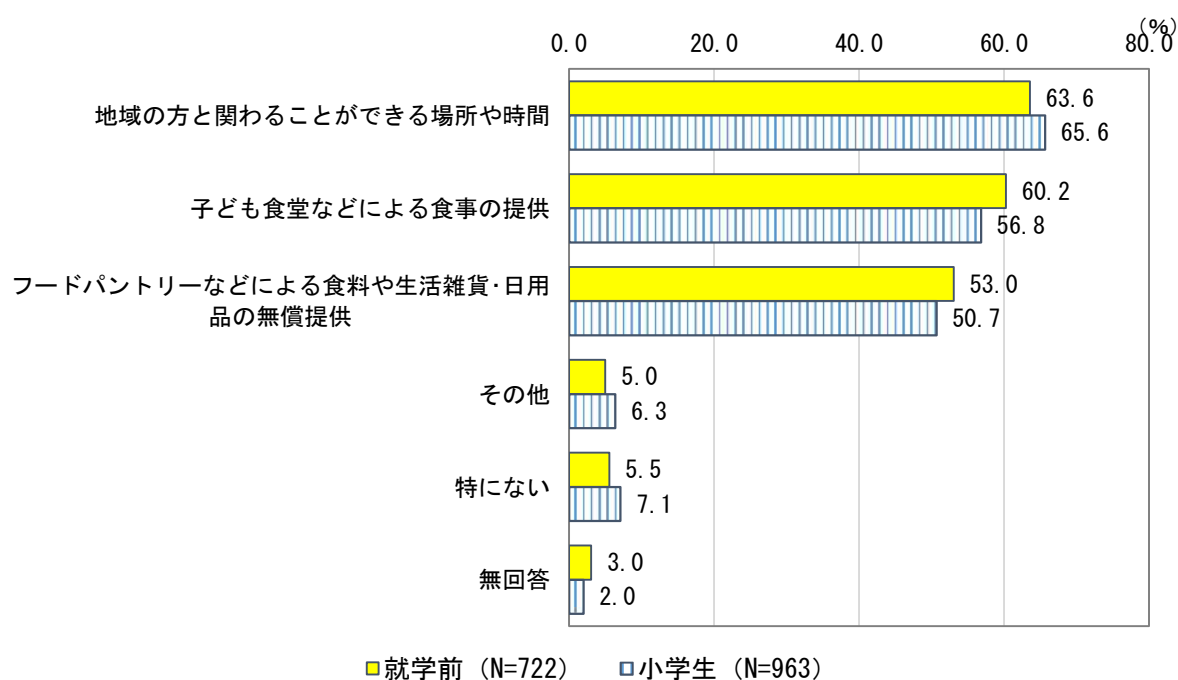
子ども若者ケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要なことは、「電話やメール、SNSでの相談など24時間いつでも相談が可能であること」が就学前世帯で78.4%、小学生世帯で75.8%と最も高くなっています。

■子ども若者ケアラーが相談しやすい環境づくりとして必要なこと



子どもたちの生活を支えるものとして利用できるといいと思われる取り組みは、「地域の方と関わるできる場所や時間」が就学前世帯で63.6%、小学生世帯で65.6%と最も高く、次いで「子ども食堂などによる食事の提供」が就学前世帯で60.2%、小学生世帯で56.8%と高くなっています。

■子どもたちの生活を支える取り組み



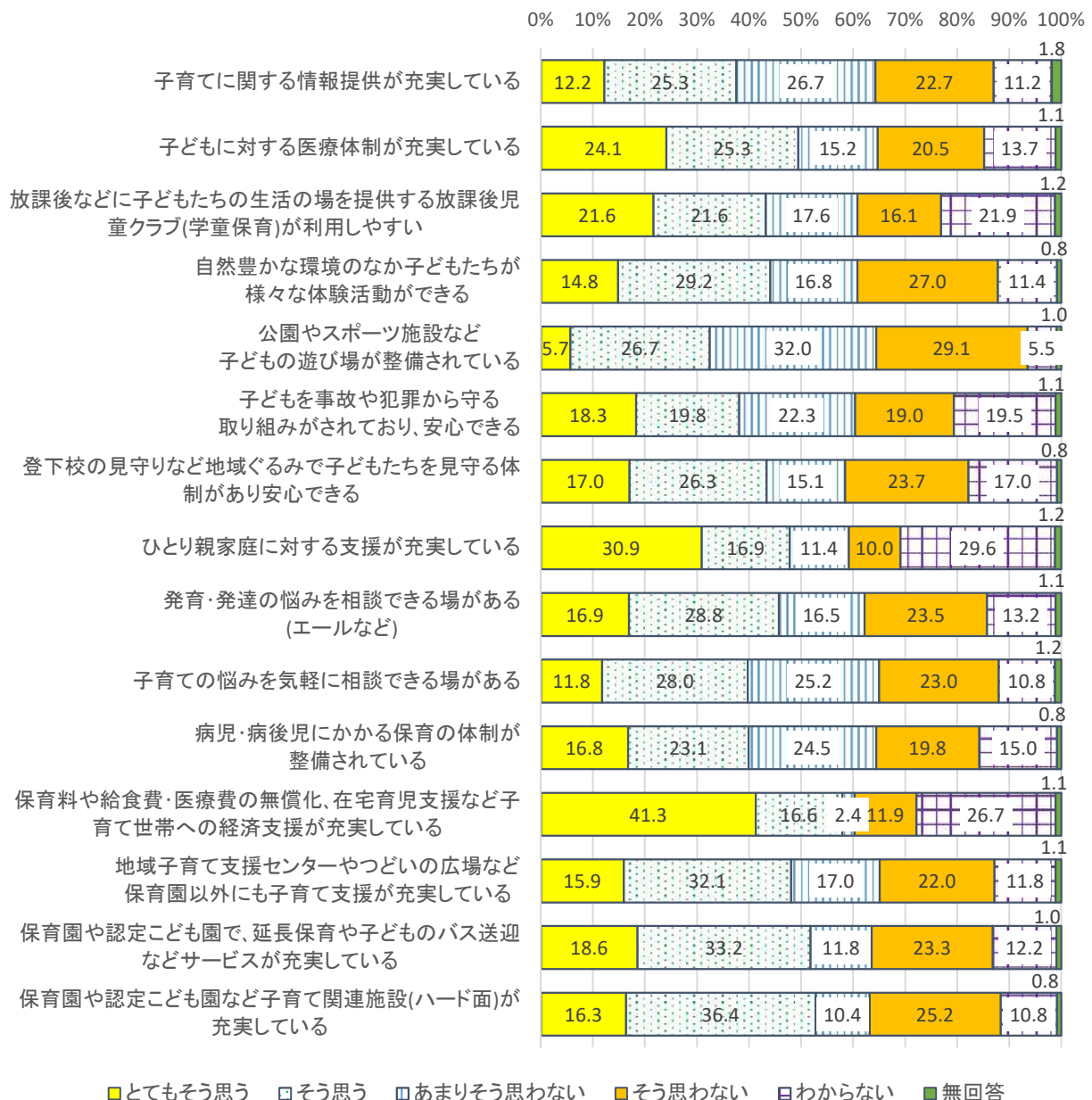
⑦ 子育て環境にかかる取り組みの評価など

高島市の子育て環境について、就学前世帯で「とてもそう思う」「そう思う」をあわせた回答では、「保育料や給食費・医療費の無償化、在宅育児支援など子育て世帯への経済支援が充実している」が57.9%と最も高く、次いで「保育園や認定こども園など子育て関連施設（ハード面）が充実している」が52.7%、「保育園や認定こども園で、延長保育や子どものバス送迎などサービスが充実している」が51.8%となっています。

「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた回答では、「公園やスポーツ施設など子どもの遊び場が整備されている」が61.1%と最も高く、次いで「子育てに関する情報提供が充実している」が49.4%、「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」が48.2%となっています。

■高島市の子育て環境について（就学前世帯）

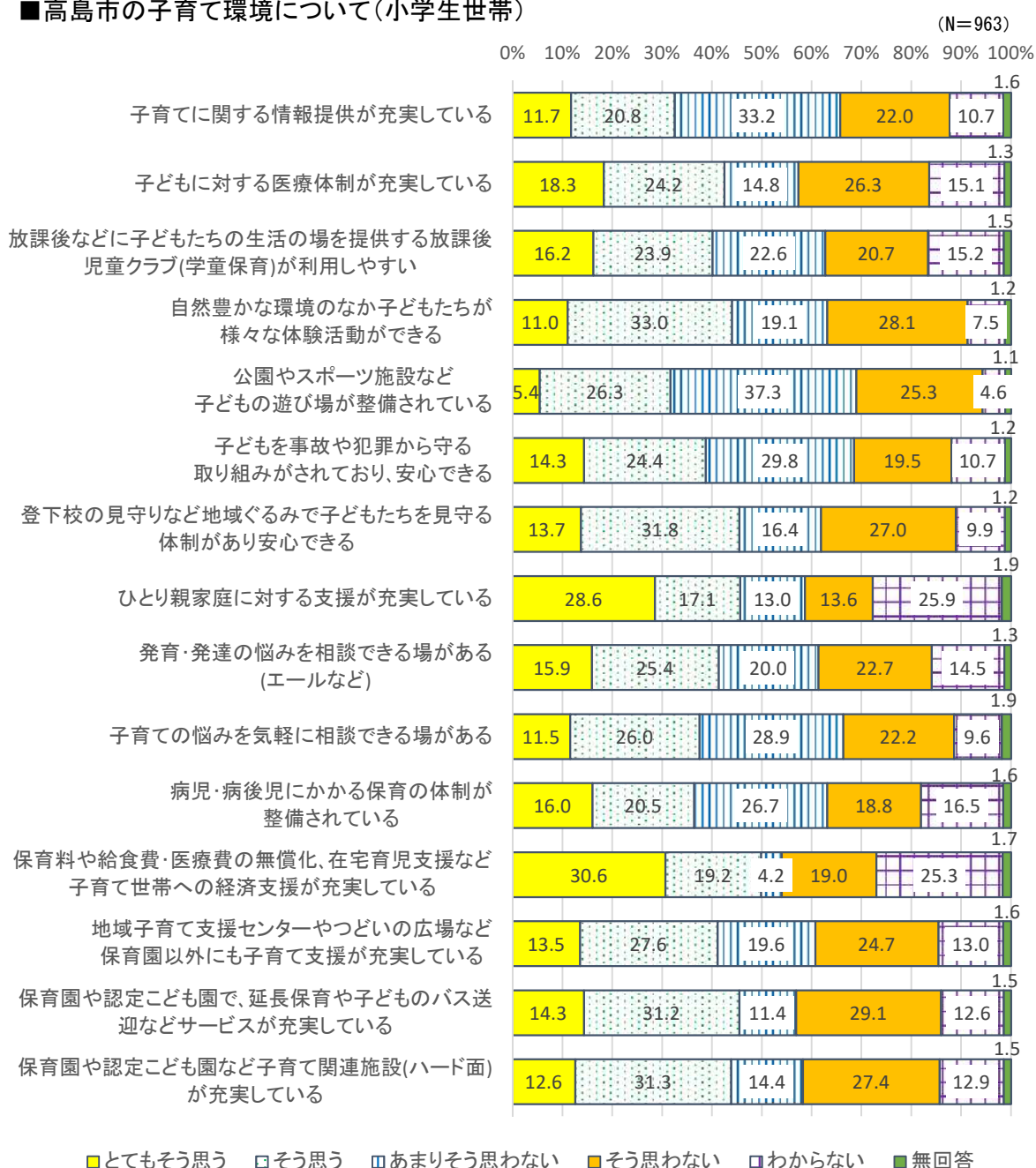
(N=722)



小学生世帯では、「とてもそう思う」「そう思う」をあわせた回答では、「保育料や給食費・医療費の無償化、在宅育児支援など子育て世帯への経済支援が充実している」が49.8%と最も高く、次いで「ひとり親家庭に対する支援が充実している」が45.7%、「保育園や認定こども園で、延長保育や子どものバス送迎などサービスが充実している」「登下校の見守りなど地域ぐるみで子どもたちを見守る体制があり安心できる」が同率で45.5%となっています。

「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた回答では、「公園やスポーツ施設など子どもの遊び場が整備されている」が62.6%と最も高く、次いで「子育てに関する情報提供が充実している」が55.2%、「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」が51.1%となっています。

■高島市の子育て環境について(小学生世帯)



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

高島市のまちづくりの方向性を示す「高島市総合計画」においては、目指すべき将来の目標像を「水と緑 人のいきかう高島市」としています。また、まちづくりの政策分野ごとの方針では、「「あゆむ」子育て・教育」として、子育て分野におけるまちづくりを、「道」に例えています。高島市で生まれた、また高島市を選ばれた方々が、このまちで人生を歩みたくなるまちづくりに取り組むことを掲げています。そして、そのための施策として、次の2項目を目標としています。

- 施策項目1 魅力ある子育て・教育環境を整えます
- 施策項目2 郷土愛と誇りを育む人づくりを推進します

高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん 2025 で目指す理念

豊かな自然 子どもとともに歩む たかしま

高島市総合計画に基づき策定します「子ども・子育てあくしょん・ぷらん2025」では、国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」に向け、こども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会への推進につなげます。また、子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本的認識のもとに、子育て家庭のみならず地域社会全体において、子育ての意義についての理解が深められ、支え合うことにより、子育てにともなう喜びが実感される高島市を目指していくため、魅力ある子育て環境をするとともに整備と郷土愛と誇りを備えた人づくりを推進していきます。

2. 計画策定の視点

子ども・子育て支援の取り組みを進めるにあたって、次の4点を基本的視点とします。
また、併せて持続可能な開発目標（SDGs）の視点も踏まえます。

視点1 すべての子どもが幸せ、みんなが幸せ

一人ひとりの子どもの幸せを第一に子どもの利益を最大に確保できるよう、権利の尊重を行います。また、子どもを取り巻くすべて人の幸せが子どもの幸せにつながることから「みんなが幸せ」の実現を目指します。

視点2 親子が安心して過ごせる家庭づくり

核家族化や共働き世帯の増加による保護者の多様なニーズに対応できるよう柔軟な取り組みを行うとともに、発達課題や虐待など支援が必要な子どもの様々な状況に合わせた支援を行い、家庭が安心して過ごせる環境となるような取り組みを進めます。

視点3 親が子育てを楽しめる風土づくり

親が子どもとともにいきいきとした生活を送り、子育てを楽しめるよう、子育てに関する相談機関の充実を図るとともに、子育て支援に関する情報が必要な親子に届くような取り組みを行います。

視点4 ほどよい地域の関わりがある環境づくり

子どもを地域で見守り、地域全体で子育てを支援するために、家庭、地域住民、各種団体、企業、認定こども園、幼稚園、学校、行政など多様な主体が協働し、ほどよい地域の関わりの中で子どもが安心して遊べる環境や地域の仕組みづくりを進めます。

持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした取り組みの推進

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連で採択された「誰一人取り残さない持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中で、2030年を達成年限として17のゴールと169のターゲットから構成されています。17のゴールは、貧困の撲滅や格差、気候変動など世界が直面する課題を社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを総合的に解決しながら「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す国際目標です。本市においても、最上位計画である総合計画において、SDGsの理念を踏まえながら、まちづくり方針の実現に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会を目指す取り組みを自治体の施策に取り入れることにより、更なる活性化を図っています。

子ども・子育て支援の取り組みにおいても、持続可能な開発目標が掲げる17の目標と重なるものが多く、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が当てはまります。市はもとより、家庭、地域住民、企業等の社会全体が、それぞれの立場から出会い・結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援していくことが、持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みに繋がっていきます。



3. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、「子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025」では、次の5つを基本目標として取り組みます。

【基本目標1】 子どもの未来を応援する取り組みの推進

子どもが地域の人たちとつながり、学校や家庭以外にも安心できる第三の居場所を持つなかで、地域の中で支えられ、育まれる環境を整えます。また、地域の特色を生かした体験学習や交流活動の機会を提供し、子どもの社会体験の機会を確保します。

【基本目標2】 安全安心な環境で過ごせる取り組みの推進

発達の支援が必要な子どもや保護者が必要とする支援を受けられる体制を整えるとともに、児童虐待や子どもが同居する家庭における配偶者からの暴力（DV）などから子どもを守り支援するため、関係機関との連携体制を強化していきます。

【基本目標3】 出生前から未就学児の支援の充実

妊娠や出産など妊婦やその家族が抱える不安や悩みを軽減させるため、相談体制や学習・交流の場の充実を図ります。さらに、乳幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、認定こども園等での、保育・教育の質の向上に努めます。また、保護者の家庭状況や就労状況により多様化している保育ニーズに対応します。

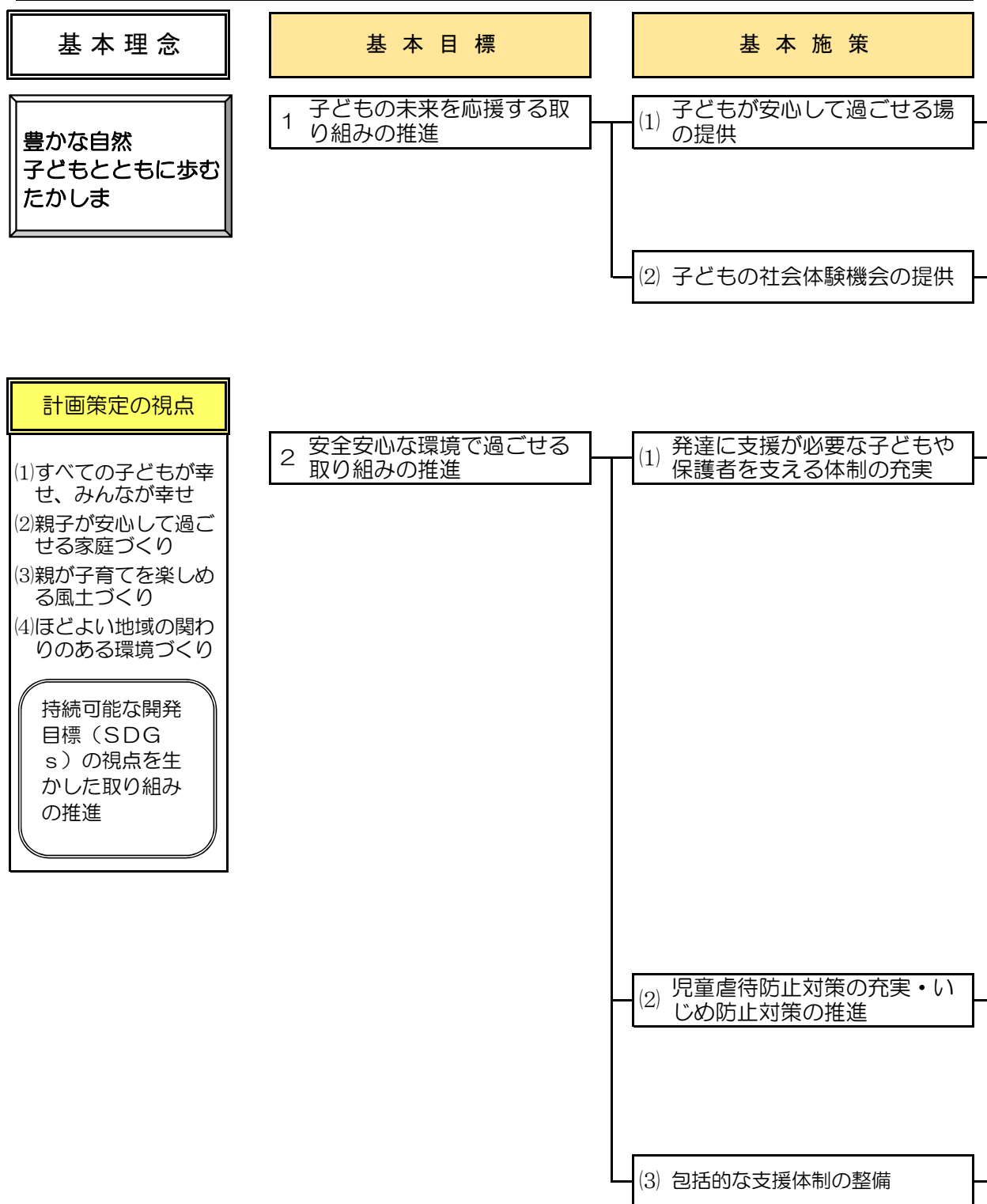
【基本目標4】 学童期・思春期・青年期の支援の充実

豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、市の未来を担う子どもたちが、創造力や対話力を養い、心豊かに育つことができるよう、子どもの基礎的、基本的な知識・技能や確かな学力、たくましく生きる力を伸ばすため、自ら学びに向かうことができる教育環境を整備します。

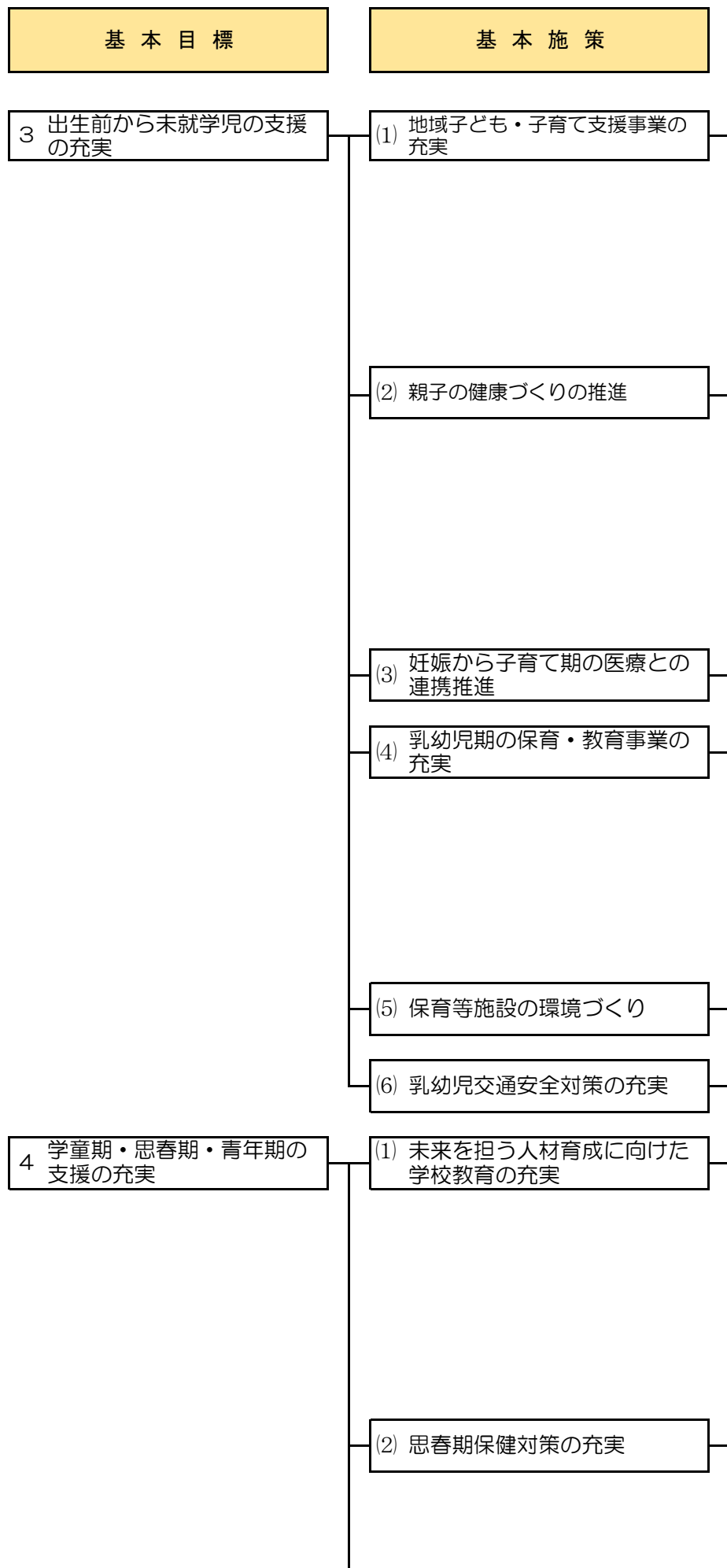
【基本目標5】 子育て家庭への支援の充実

子どもを育てるための経済的な不安が少子化の一因となっていることから、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。また、核家族の増加など保護者の家庭状況が多様化する中でも安心して働きながら子育てができる環境整備に取り組みます。

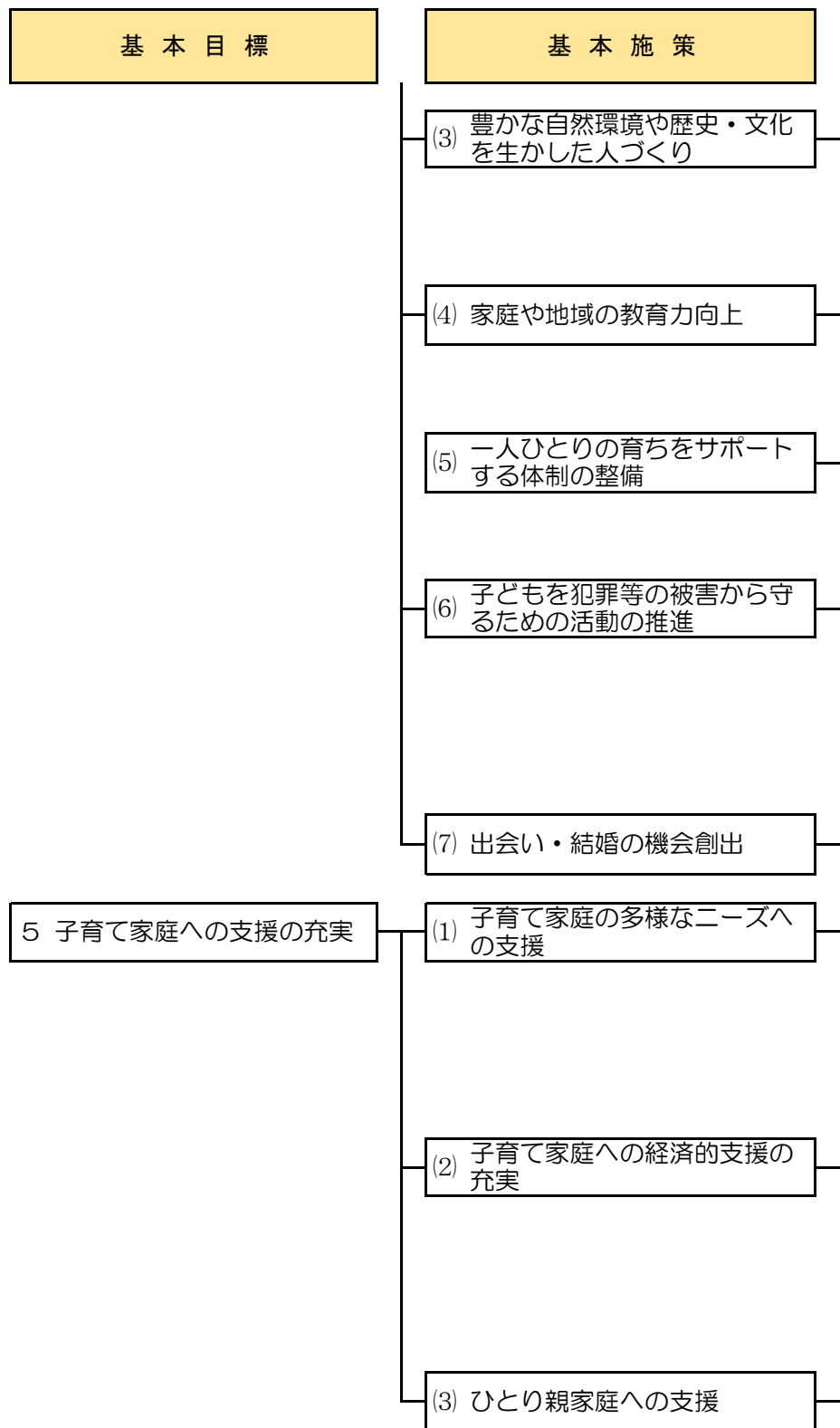
4. 施策の体系



取 組 事 業	対 象 年 齢 層						ページ
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高生	保護者	
子ども第三の居場所事業（児童育成支援拠点事業）				○	○	○	33
こころの相談事業		○	○	○	○	○	33
子どもの多様な居場所の確保		○	○	○	○	○	34
子どもの生活・学習支援事業				○	○	○	34
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		○	○	○	○	○	34
児童交流活動の推進				○	○		34
子どもの体験活動の支援				○	○	○	35
図書館活動の充実		○	○	○		○	35
文化活動の推進			○	○	○		35
学校施設の開放		○	○	○	○	○	35
青少年スポーツ団体の育成				○	○		35
発達支援体制の構築		○	○	○	○	○	36
児童発達支援センターの機能強化		○	○	○	○	○	36
保育所等訪問支援事業		○	○			○	36
発達に不安を抱える保護者に対する支援		○	○	○	○	○	37
発達相談事業		○	○	○	○	○	37
巡回相談事業			○	○	○	○	37
幼児おやこ教室		○				○	37
カンガルー教室		○	○			○	37
ことばの教室		○	○			○	37
通級指導教室				○	○	○	37
特別支援教育推進事業				○	○	○	37
障害児通所支援の提供		○	○	○	○	○	38
障害福祉サービスの提供		○	○	○	○	○	38
地域生活支援事業		○	○	○	○	○	38
医療的ケア児の通学にかかる保護者支援事業				○	○	○	38
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給		○	○	○	○	○	38
重度障害者（児）福祉医療費助成制度		○	○	○	○	○	38
特別支援教育就学奨励事業				○	○	○	38
障がい児保育（特別教育支援）事業		○	○			○	38
要保護児童対策地域協議会	○	○	○	○	○	○	39
相談体制の充実	○	○	○	○	○	○	39
子ども虐待防止に向けた啓発事業	○	○	○	○	○	○	40
CAPプログラム推進事業			○			○	40
子育て世帯訪問支援事業	○	○	○	○	○	○	40
いじめ対策事業		○	○	○	○		40
地域生活つむぎあいプロジェクト	○	○	○	○	○	○	41
外国人児童への支援	○	○	○	○	○	○	41
利用者支援事業（こども家庭センター型）	○	○	○	○	○	○	41
養育支援訪問事業	○	○	○	○	○	○	41
保護者の就労支援						○	41
ヤングケアラー（子ども若者ケアラーへの支援）				○	○	○	42
見守りネットワーク事業	○	○	○	○	○	○	42



取 組 事 業	対 象 年 齢 層						ページ
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高生	保護者	
こんにちは赤ちゃん事業		○				○	43
利用者支援事業（基本型）	○	○	○	○	○	○	43
利用者支援事業（特定型）	○	○	○			○	44
妊婦等包括相談支援事業	○	○				○	44
地域子育て相談機関の整備	○	○	○	○	○	○	44
乳児おむつ等支給事業		○				○	44
ブックスタート事業		○				○	44
一時預かり事業（一般型）		○	○			○	44
地域子育て支援拠点事業		○				○	44
妊婦健康診査・産婦健康診査	○					○	45
妊娠・出産包括支援事業	○	○	○	○	○	○	45
新生児聴覚検査助成事業		○					46
乳幼児訪問事業	○	○	○			○	46
乳幼児健康診査		○	○			○	46
歯科保健推進事業	○	○	○	○	○	○	46
健康づくりのための啓発	○	○	○	○	○	○	46
予防接種事業		○	○	○	○	○	46
離乳食教室		○				○	46
認定こども園等における食育の推進		○	○			○	46
周産期・小児期の医療体制の充実	○	○	○	○	○	○	47
不育症治療費助成事業	○						47
幼児教育相談事業		○	○			○	48
認定こども園等における自己評価の実施		○	○			○	48
私立幼稚園・認定こども園の支援		○	○			○	48
地域型保育事業の支援		○	○			○	49
自然や人とのふれあいによる活動の充実		○	○			○	49
認定こども園等と小学校との連携		○	○	○		○	49
保育士等の確保対策		○	○			○	49
認可外保育施設の質の確保・向上		○	○			○	49
乳児等通園支援事業		○				○	49
育ちを保障するための保育環境の整備		○	○			○	50
児童福祉施設・設備の改修		○	○	○	○	○	50
散歩コースの安全の確保		○	○				50
就学前幼児交通安全教育実施事業の支援			○			○	51
小中一貫教育推進事業				○	○		52
小・中学校外国語指導助手設置事業				○	○		53
情報教育の推進				○	○		53
学校における読書活動の推進				○	○		53
キャリア教育の充実					○		53
地域連携による高校生キャリアデザイン事業					○		53
環境出前講座				○	○	○	53
たんぼの子体験事業				○			53
学校給食における食育の推進				○	○	○	53
高校生食育推進事業					○		53
喫煙・薬物に関する教育				○	○	○	54
性に関する正しい知識の普及				○	○	○	54
子どものこころの問題への対応				○	○	○	54



取 組 事 業	対 象 年 齢 層						ページ
	出生前	3歳未満	3～5歳	小学生	中・高生	保護者	
緑の少年団活動事業				○	○		55
森林環境学習やまのこ事業				○			55
地域に根ざした体験活動の推進				○	○		55
「心をみがく良知をみがく」実践活動				○	○		55
マイスクール事業				○	○		56
子どもにどうかかわりあうか講座						○	56
地域学校協働活動の推進				○	○	○	57
青少年健全育成事業				○	○	○	57
青少年団体活動支援				○	○	○	57
別室登校児童生徒支援事業				○	○		58
教育相談事業				○	○	○	58
教育支援センター「スマイル」設置事業				○	○	○	58
子ども・若者育成支援事業				○	○		58
デートDV防止講座				○	○		59
少年センター事業				○	○		59
子どもを見守る体制整備				○	○		59
子ども安全リーダーと不審者情報メール				○	○	○	59
学校安全防犯対策事業				○	○		59
スクールガード等による子どもの見守り				○	○		59
有害図書等販売対策				○	○		59
出会いの創出	○						60
結婚新生活支援事業	○						60
一時預かり事業（幼稚園型）			○			○	61
延長保育事業		○	○			○	61
休日保育事業		○	○			○	62
病児保育事業		○	○	○		○	62
ファミリー・サポート・センター事業		○	○	○	○	○	62
放課後児童健全育成事業（学童保育所）				○		○	62
ワーク・ライフ・バランスの推進						○	62
児童手当の支給		○	○	○	○	○	63
乳幼児福祉医療費助成制度・子ども医療費助成制度		○	○	○	○	○	63
幼児教育・保育の無償化		○	○			○	63
奨学金制度による支援					○	○	63
児童生徒就学援助事業				○	○	○	63
在宅育児支援事業		○				○	63
妊婦のための支援給付	○	○				○	63
児童扶養手当の支給		○	○	○	○	○	64
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給					○	○	64
母子家庭・父子家庭福祉医療費助成制度					○	○	64
母子・父子・寡婦福祉資金の活用					○	○	64
母子・父子自立支援員の配置						○	64
ひとり親家庭福祉推進員の活動支援						○	65

5. 重点施策

「子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025」では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、次の3項目を重点施策として積極的な取り組みを進めます。

《重点施策1》 多様な居場所づくりの推進

地域の身近な場所での遊び場や信頼できる大人と話せる場など居場所に対するニーズが高くなっています。子ども自身の声を聴く機会を持ち、子どもの年齢層やニーズにあった多様な居場所づくりを検討していきます。

《重点施策2》 子育て家庭への支援

子育て家庭が必要とする支援や取り組みの情報を必要な家庭に届けられるよう仕組みの構築を行うとともに、相談窓口の充実を図ります。

また、共働き世帯の増加や核家族化に対応できるよう、保護者が安心して預けられる保育・教育体制づくりに取り組みます。

《重点施策3》 発達に課題がある子どもへの支援

発達に課題がある子どもや、障がいの診断には至らなくとも発達に関する何らかの不安や心配のある子どもがいる状況から、障がいの有無や種別に関わらず、様々な課題に対し幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行うため児童発達支援センターの機能の強化を図る必要があります。専門的な相談や発達支援のための教室を行うとともに、認定こども園や学校などとの連携による保護者支援や、地域に向けた啓発を行います。

第3章 目標実現のための施策の推進

基本目標 1 子どもの未来を応援する取り組みの推進

基本施策 1-(1) 子どもが安心して過ごせる場の提供

【現状と課題】

地域ぐるみで子どもを見守り育てていく「子ども食堂」の取り組みが、子どもだけではなく「みんなの食堂」などへ拡大しています。また、学校や家庭以外の「第三の居場所」が増えてきており、各居場所同士の連携や子どもにとって必要な居場所であるための子ども自身の意見の聞き取りなどの取り組み強化が必要です。

また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、公園やスポーツ施設など子どもの遊び場へのニーズも高く、公園なども含めた子どもの居場所について広く検討していく必要があります。

家庭の問題などで保護者への支援が必要な場合もあり、保護者のレスパイトを目的とした子育て短期支援事業の利用者は増加傾向ですが、実施できる施設・団体が限られており、ニーズに対し受け入れが困難になることがあります。

【施策の方向】

子どもの意見を聞く機会を確保し、子どもにとって居心地のいい学校でも家庭でもない第三の居場所のあり方を検討します。また、こころの相談事業や子育て短期支援事業など個別の状況に応じた支援を組み合わせながら、子どもが安心して過ごせる場を提供します。

	取組事業	内容	担当課
1	子ども第三の居場所事業（児童育成支援拠点事業）	家庭的な雰囲気の中で、生活習慣や学習習慣を身につけ、安心できる大人とのふれあいや子ども同士の交流を通じて、社会性や自立する力を育てていきます。	こども家庭センター
2	こころの相談事業	心理カウンセラーによるカウンセリングやプレイセラピーなどのケアを通じて、生きづらさや困難さを和らげ、子どものこころの安定を図ります。	こども家庭センター

	取組事業	内容	担当課
3	子どもの多様な居場所の確保	子ども食堂や地域の取り組みなど様々な居場所活動をされる方の思いや、子ども自身の意見聞き取りを行い、子どもにとって多様な居場所が確保されるための地域づくり支援に取り組みます。	子育て政策課・こども家庭センター・社会福祉課
4	子どもの生活・学習支援事業	子どもたちにとって身近な地域での居場所となるように、福祉施設や民間施設など、様々な主体との連携に引き続き取り組むとともに、居場所未設置地域への設置に向けた取り組みを促進します。	子育て政策課・社会福祉課
5	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が病気になったときや、仕事で帰宅が夜間にわたる場合などに、子どもを施設等で一時的に預かります。 保護者が必要になった場合に受け入れができるよう体制整備に努めます。	こども家庭センター

基本施策 1-(2) 子どもの社会体験機会の提供

【現状と課題】

児童交流活動の推進や子どもの体験活動の支援、図書館活動の充実など、様々な子どもを対象とした活動を実施しています。また、文化協会と共催で「子ども文化教室」の開催や青少年スポーツ団体の育成を行い、子どもの社会体験の機会を確保しています。

活動に参加する子どもたちの偏りやスタッフやサポーター、指導員の確保の課題があり、事業の維持、継続が難しくなっている面もあります。

【施策の方向】

各事業の継続を通じて子どもたちの体験活動の機会を確保、拡充するために、事業等を支えるサポーターや指導員など子どもの体験活動を支援する人材の発掘、育成を行っていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	児童交流活動の推進	小学生に対し、屋外活動などの様々な体験活動、他市町への訪問や来訪による交流活動を行います。	社会教育課

	取組事業	内容	担当課
2	子どもの体験活動の支援	新規サポーターの発掘やサポーター養成の充実を図ります。	社会教育課
3	図書館活動の充実	おはなし会は幼児期から本に親しみを持ち、保護者と子どもが本を通じた良好な親子関係の契機となるよう、ブックトーク事業を実施します。	図書館
4	文化活動の推進	より多くの子どもたちに文化に触れる機会を提供できるように、日程の調整や事業のPRを積極的に行います。	社会教育課・文化ホール
5	学校施設の開放	学校施設の開放を行うことにより、スポーツ等をととして青少年の健全育成を図ります。 利用者に対して、使用ルールをわかりやすく伝える工夫を検討します。	市民スポーツ課
6	青少年スポーツ団体の育成	活動助成を行うことにより、青少年の健全育成を図るとともに、新たな指導者の育成に取り組みます。 活動助成を継続し、活動規模に応じた指導者の確保に努めます。	市民スポーツ課



基本目標 2 安全安心な環境で過ごせる取り組みの推進

基本施策 2-(1) 発達に支援が必要な子どもや保護者を支える体制の充実

【現状と課題】

令和2年7月に教育、福祉の部署にまたがる発達支援に関する機能を集約した発達支援センター「エール」を開所しました。

発達課題を持つ子どもが増えており、保護者の抱える問題も複雑化しています。早期からの支援の充実と関係機関の連携による継続的な支援が求められます。今後も子どもの発達や状況に応じた支援を行うために職員の専門性向上も求められます。

また、子どもの支援だけでなく、保護者の負担軽減など家庭の状況に応じたサービスの提供が行えるよう支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

発達に支援が必要な子どもとその家族が必要な支援を受けられるように、専門的な機関と連携を強め、学校や認定こども園等でも、子どもの発達や問題について相談できる体制を作ります。

各機関が専門的な研修やケース検討を行うことで、資質向上を目指し、一人一人の状況に応じた支援を継続的に行える体制づくりを行います。

	取組事業	内容	担当課
1	発達支援体制の構築	児童発達支援センターを中心に、0歳から18歳までの発達に課題のある子どもとその家族を対象に、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携により切れ目なく支援します。	児童発達支援センター・健康推進課・障がい福祉課・幼児保育課・学校教育課
2	児童発達支援センターの機能強化	市内全体で発達支援に関する専門的な知見を有する人材育成や、関係機関のネットワークづくりの構築を行います。	児童発達支援センター
3	保育所等訪問支援事業	保育所等に通う障がいのある子どもに対して、保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。	児童発達支援センター

	取組事業	内容	担当課
4	発達に不安を抱える保護者に対する支援	子どもの発達に関する保護者の不安軽減や育児を支えるための取り組みや保護者同士のつながりをつくる取り組みを検討し、保護者が安心して子育てが出来る環境づくりの構築を図ります。	児童発達支援センター
5	発達相談事業	対象となる子どもの発達状況について保護者や認定こども園・学校等の関係機関と共有し、個々の発達段階に応じた助言・指導を行います。	児童発達支援センター
6	巡回相談事業	巡回相談員を認定こども園・学校等に派遣し、園児や児童・生徒の集団生活や活動・学習の取り組み状況等を観察します。また、必要に応じて児童・生徒に心理検査を行います。その後、その結果をもとに、保護者や担任等への助言指導を実施します。	児童発達支援センター
7	幼児おやこ教室	行動面での心配事や、発達に遅れの疑いがある子どもに対し、小集団での遊びの活動を通じて、健やかな成長・発達を促すとともに、保護者への育児支援を行います。	児童発達支援センター
8	カンガルー教室	心身の発達に弱さやつまずきをもつ乳幼児とその家族を対象に療育などを行い、乳幼児の自立支援と保護者等への支援を行います。	児童発達支援センター
9	ことばの教室	主に年長児を対象に、ことばや聞こえに課題のある児童に対し個別指導や保護者への助言を行います。	児童発達支援センター
10	通級指導教室	ことばや発達に課題のある児童・生徒に対し、一人ひとりがその課題とうまくつきあい、のびのびと成長していけるよう支援します。また保護者や担任と連携し、身につけた力を十分発揮できるようにします。	学校教育課
11	特別支援教育推進事業	発達障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育の推進体制を整備するために、教職員研修の実施、特別支援教育コーディネーターの配置、児童・生徒への支援について検討する校内委員会の設置等を行います。また、学校の状況に応じて教育支援員を派遣します。	学校教育課

	取組事業	内容	担当課
12	障害児通所支援の提供	未就学の支援の必要な子どもを対象とする児童発達支援や、在学中の支援の必要な子どもを対象とする放課後等デイサービスを通じて、訓練などの必要な支援を行います。	障がい福祉課
13	障害福祉サービスの提供	障がいがあり支援が必要な子どもには、計画相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用計画を立て、計画に基づきホームヘルプや短期入所などのサービスを提供します。	障がい福祉課
14	地域生活支援事業	障がいに応じた生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援等の提供を行います。	障がい福祉課
15	医療的ケア児の通学にかかる保護者支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担軽減のため、道路運送法の許可等を有する事業者の車両に、保護者に代わり看護師が同乗し、学校と自宅等の間を送迎します。	障がい福祉課・学校教育課
16	特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	障がいのある子どもやその保護者に対し手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て政策課・障がい福祉課
17	重度障害者（児）福祉医療費助成制度	一定程度以上の障がいのある方にかかる医療費（保険診療のみ）の自己負担額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
18	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、所得状況に応じて特別支援教育就学奨励費を給付します。	学事施設課
19	障がい児保育（特別教育支援）事業	障がいなど個別の配慮を必要とする園児の保育に従事する専任の保育者を配置し、集団生活において丁寧な支援を行います。	幼児保育課

基本施策 2-(2) 児童虐待防止対策の充実・いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

児童虐待に対する社会的関心の高まりや子育て家庭を取り巻く課題の多様化などにより、児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。相談内容も年々複雑化しており、支援が長期にわたるケースも増えていることから、相談員のスキル向上や虐待の未然防止のための取組みが必要です。

児童虐待予防のためには、ハイリスク家庭の早期把握が必要であり、母子健康手帳交付時の妊婦相談などの伴走型相談支援事業等において、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応に努めています。

地域ぐるみで虐待防止の意識の醸成のため、市広報誌や市内イベントでの啓発や認定こども園でCAPプログラム研修を実施しました。また、支援に関わる職員の専門性の向上のため、研修への積極的な参加を促すとともに、スーパーバイザーによる専門的助言の機会も確保しています。

いじめ問題については、関係機関相互の情報交換・共有化を図り、いじめ防止等のための連携および協力を推進するため会議を開催しているほか、いじめ防止にかかる啓発活動について取組みました。

【施策の方向】

こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を通じて、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行います。

虐待の防止については、継続した啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を深めながら、専門的な知識を有する職員を配置し、体制の強化を行います。

いじめ対策については、いじめ防止の取組みや啓発に継続的に取り組むことや外部講師による研修会等を実施し、いじめの未然防止および早期発見・早期対応に努めます。

	取組事業	内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止のための施策や進行管理、被虐待児童やその家族への適切な支援方法などを検討するため、要保護児童対策地域協議会を設置します。	こども家庭センター
2	相談体制の充実	要保護児童対策地域協議会での調整業務や相談支援業務を担うため、専門的な知識および技能を有する者を配置します。	こども家庭センター

	取組事業	内容	担当課
3	子ども虐待防止に向けた啓発事業	オレンジリボン・キャンペーンなどにより、児童虐待の通告先や通告義務について広く周知します。また、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てについて啓発を行います。	こども家庭センター
4	CAPプログラム推進事業	子ども自身が自分の持つ人権を意識し、虐待などの暴力から身を守る知識と技術を習得するためにCAPプログラムを実施します。	こども家庭センター
5	子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問して、必要なサポートを行うことで負担を軽減し、養育環境を整えていきます。	こども家庭センター
6	いじめ対策事業	各学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応等の支援を行い、安心・安全な学習環境の整備を図ります。また、「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、市・教育委員会・学校・地域・関係機関および家庭が一体となって、いじめ問題を克服する取り組みを進めます。	子育て政策課・学校教育課

基本施策2-(3) 包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

家庭の複雑な問題や制度の狭間で支援の難しいケースが増加傾向にあります。

令和6年4月に、子ども家庭総合支援拠点の機能と子育て世代包括支援センターの機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を整備し、相談支援体制の充実を図りました。

就労支援では、就労に対しての意欲を高めることが難しい家庭に対して、将来を見据えて所得を安定させるという意識を高めることが必要です。

外国人児童の支援については、翻訳機の導入など個々の対応を行っていますが、支援員等の人材確保の課題があります。

地域を基盤とした取り組みでは、地域共生社会の実現を目的として、すでにある相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対する包括的な支援体制の整備が一定進んだものの、福祉分野内の連携が中心であり、教育やまちづくりなど幅広い分野との連携促進は十分に進んでおらず、今後の充実・強化が課題となっています。

【施策の方向】

「こども家庭センター」を中心に、関係機関との連携を強化し、子どもや若者、子育て家庭のさまざまな相談に対応していきます。

子どもや若者、子育て家庭のさまざまな問題に対応する体制を強化する一方で、個々の事情に合わせた就労支援も行い、そのための関係機関や企業、地域との連携を強めていきます。

また、外国語を母語とする子どもたちへの対応として、支援員の確保や国際協会との連携などを図ります。

重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制整備を推進させるため異なる分野間の連携を促進するとともに、具体的な協働実践を進めるためのネットワークの整備と機能強化に取り組みます。

	取組事業	内容	担当課
1	地域生活つむぎあいプロジェクト	子ども、高齢者、障がい者、ひとり親など様々な暮らしづらさを抱えるすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目的として、重層的支援体制整備事業などに取り組みます。	社会福祉課
2	外国人児童への支援	外国語を母国語とする子どもの保育や教育を支援します。	幼児保育課・学校教育課
3	利用者支援事業（こども家庭センター型）	妊娠期から子育て期にわたるまでの、子育てに関する様々な不安や悩みの相談窓口として、他の機関と連携し、個々の家庭に応じた支援が円滑に行えるよう、体制の充実を図っていきます。	こども家庭センター・健康推進課
4	養育支援訪問事業	特に支援が必要である家庭に対し、保健師などが訪問し、適切に養育が行われるよう子育てに関する相談やアドバイスなどを行います。	こども家庭センター
5	保護者の就労支援	貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者に対する就労支援を行い、就労機会の確保を図ることにより経済的自立を促します。	子育て政策課・社会福祉課

	取組事業	内容	担当課
6	ヤングケアラー （子ども若者ケ アラー）への支援	ヤングケアラーの実態を把握できるよう、地域や関係者の理解促進に努めるとともに、負担を軽減するための相談支援体制を整備していきます。	こども家庭センタ ー
7	見守りネットワ ーク事業	市と協力事業者が協定を締結し、日頃の活動の中で異変や気になることを発見した場合、速やかに関係機関に連絡してもらうネットワークを構築します。	社会福祉課



基本目標 3 出生前から未就学児の支援の充実

基本施策 3-(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【現状と課題】

こんにちは赤ちゃん事業による訪問や利用者支援事業を通じて子育てに関する情報提供や相談対応を行いました。利用者支援事業（基本型）については、相談件数が減少しており、相談窓口としての周知を行う必要があります。

子育て支援に関する情報提供のためにアプリの導入を行いました。紙媒体による情報提供のニーズもあり、様々な形で情報を提供できるような取り組みが求められます。

一時預かり事業は保育士不足により保護者の希望どおりに受け入れができない園があります。

地域子育て支援センターは、少子化や低年齢からの認定こども園等への入所の増加により、利用数が減少していたことから、親子つどいの広場と併せて効率的に運用できるよう再編を行いました。

【施策の方向】

各種事業や相談窓口を通じて、保護者の相談に応じるとともに、子育て支援に関する情報の提供を行います。また、情報提供はアプリのほか、紙媒体、SNS、ホームページなども活用し、それぞれの特性を生かした形で行います。

保護者のニーズや地域の児童数を把握しながら、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の実施体制の充実に努めます。

	取組事業	内容	担当課
1	こんにちは赤ちゃん事業	乳児家庭の孤独化防止のため、新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報を提供することにより、育児不安解消への支援を行います。	子育て政策課
2	利用者支援事業（基本型）	子どもやその保護者の身近なところで、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供します。また、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て政策課

	取組事業	内容	担当課
3	利用者支援事業 (特定型)	待機児童の解消を図り、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を行います。	幼児保育課・子育て政策課
4	妊婦等包括相談 支援事業	妊婦やその配偶者に面談などにより必要な情報提供や支援・相談（伴走型相談支援）を行います。	健康推進課
5	地域子育て相談 機関の整備	気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談できる場所として整備します。こども家庭センターと連携し、情報提供や必要な支援に繋げる体制づくりに努めます。	こども家庭センター
6	乳児おむつ等支給事業	1歳までの乳児を対象に経済的な負担の軽減や、育児不安の解消を目的として、おむつ等育児用品を定期的に宅配し、見守り訪問を通して子育ての悩み相談や、情報提供を行います。	子育て政策課
7	ブックスタート 事業	乳児と保護者が絵本をとおして、心が通いあうきっかけをつくります。また、言葉かけの大切さを感じてもらうため、絵本の読み聞かせと配布を行うことにより、より良い親子関係の構築と心豊かな子どもの育成に努めます。	図書館
8	一時預かり事業 (一般型)	未就園児等の保護者が、育児疲れや急病などで保育ができない場合、乳児または幼児を認定こども園等で一時的に預かることにより、保護者の心理的、身体的負担を軽減します。	幼児保育課
9	地域子育て支援 拠点事業	地域において子育て親子の交流等を推進するため、子育て支援拠点を認定こども園等に設置します。設置施設では、子育て不安に対する相談や助言を行うとともに、子育てサークルを支援するなど地域の子育て家庭に対する育児援助を行います	子育て政策課

基本施策3-(2) 親子の健康づくりの推進

【現状と課題】

妊娠期から子育て期にわたる支援を積極的に行っていますが、相談窓口や支援機関の情報を知らない方も多いため、様々な機会を捉えて啓発活動を続けることが必要です。

妊婦とその家族を対象とした事業や、出産後の母親が孤立しないように交流を深める教室を実施し、切れ目ない支援を行っています。しかし、産婦の孤立・育児不安等に関わる相談の多様化に対応するため、利用できるサービスの選択肢を増やすための検討が必要です。

また、乳幼児健診や離乳食教室、市広報等を通じて、子どもの頃からの正しい生活習慣についての啓発活動も行いました。

【施策の方向】

産前産後に利用できる制度やサービス、相談窓口について、引き続き情報発信を行っていくとともに、早期の支援のため、関係機関との連携を強化します。

乳幼児健康診査など各種事業を通じて、子どもの成長・発達を確認するとともに、生活習慣や食生活などへの啓発活動も継続して行っていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	妊婦健康診査・産婦健康診査	妊娠期に定期的な健康管理を受けることができるよう、妊婦健康診査の費用を助成します。また、産後間もない時期の健康管理と産後うつ・早期発見・支援のため、産婦健康診査の費用を助成します。	健康推進課
2	妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産包括支援事業として、産前産後サポート事業や産後ケア事業があります。 産前産後サポート事業では、妊娠期から子育て期をとおり、孤立や不安を防ぎ、安心して子育てできるよう、保健師・助産師等による訪問・来所相談やサロン等を実施します。また、身近な相談者として「先輩ママサポーター」を養成します。 産後の体調や育児・授乳について悩みのある方には、医療機関や助産院への宿泊や通所、助産師の訪問による産後ケア事業を行います。	健康推進課

	取組事業	内容	担当課
3	新生児聴覚検査助成事業	新生児の耳の聞こえの問題を早期に発見し、早期に適切な支援を開始することを目的に、医療機関等で受ける新生児聴覚検査費用の一部を助成します。	健康推進課
4	乳幼児訪問事業	乳幼児がいる家庭に保健師・助産師等が訪問し、成長・発達の確認や育児についての相談・助言を行い、また必要に応じて経過観察や適切な支援機関につなぎます。	健康推進課
5	乳幼児健康診査	子どもの健康状態や成長・発達の状況を確認し、相談や保健指導を実施することにより、子どもの健やかな成長・発達に向けた支援を行います。また、保護者の育児不安の軽減につながるよう子育てに関する相談を行います。	健康推進課
6	歯科保健推進事業	子どもの歯の健康管理をとおして家族の歯の健康に対する意識を高め、生涯を通じてむし歯や歯周病を予防し、健康的な生活習慣の確立につなげます。	健康推進課
7	健康づくりのための啓発	親子の健康の保持・増進のため、適切な食生活や睡眠・運動・禁煙の啓発や健康診査の受診を勧め、生活習慣病の予防を図ります。	健康推進課
8	予防接種事業	個人の感染予防および感染症のまん延を防止することを目的に、予防接種法で定められている予防接種を実施します。	健康推進課
9	離乳食教室	乳幼児期は、生涯にわたる食生活の基礎を築く大切な時期であることから、望ましい食習慣の確立に向け離乳食教室を実施します。	健康推進課
10	認定こども園等における食育の推進	「高島市乳幼児食育計画」に基づき、「食を営む力」の基礎を育む食育活動を推進します。	幼児保育課・健康推進課

基本施策3-(3) 妊娠から子育て期の医療との連携推進

【現状と課題】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりとして、身近な場所で診察が受けられるよう、周産期の包括的なケアを考える為の会議を保健所や医療機関、産後ケア事業委託施設など関係機関と行い、連携を強化することができました。

また、妊産婦の精神疾患やメンタルヘルスの課題が多くなってきており、産科の医療機関だけでなく精神科との連携も必要です。里帰り出産等もある中で、湖西圏域だけでに留まらない広域化したサービス提供体制が必要です。

【施策の方向】

県と連携し、湖西圏域の産科・精神科等の医療連携を進めていくだけでなく、産後ケア事業等の県内広域化についても検討していきます。

	取組事業	内容	担当課
1	周産期・小児期の医療体制の充実	妊娠・出産期の母と子の健康管理が十分行えるよう、医療機関や地域の助産師とのネットワークづくりを進めます。また、医療的なケアが必要な子どもには、かかりつけ医と専門医療機関との連携を図りながら、安心して健康管理が行えるよう医療体制を整えます。	健康推進課
2	不育症治療費助成事業	妊娠を望む夫婦に対し、高額な治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して治療を受けて出産までつなげられるよう支援します。	健康推進課

基本施策3-(4) 乳幼児期の保育・教育事業の充実

【現状と課題】

保育士等の専門性を高めるため、幼児教育相談員を配置し、公私立の園を巡回訪問して指導や助言を行い保育内容の改善を図っています。また、認定こども園等における自己評価の実施および公表や保護者に対するアンケート調査などにより園運営の向上に努めています。

認定こども園等では、地域資源を活用して自然とのふれあいや異年齢世代間交流活動を行い、多様な経験を提供しています。

保幼小の連携は地域により差異があるため、それぞれの中学校区でカリキュラムを検討し具体的な取り組みを実施しています。

保育士等の不足問題に対応するために市独自の助成など対策を行っていますが、人材の不足が続いている状況です。

【施策の方向】

「高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム」に基づいた質の高い保育・教育を提供することを目指し、相談体制を強化して人材育成を行います。また、課題を園全体で共有し、改善・見直しを組織的に取り組んでいけるよう努めるとともに、外部評価の導入を検討します。

子どもの発達と学習の連続性を確保し、幼児教育と小学校教育をつなげるカリキュラムの検討を行います。

保育士等の十分な確保と職場環境の改良に努め、保育ICTの導入等による業務改革を進めていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	幼児教育相談事業	幼児教育相談員を配置し、公私立園の巡回訪問を行いながら保育・教育の質の向上を図るとともに、保育士等の人材育成の強化に取り組みます。	幼児保育課
2	認定こども園等における自己評価の実施	認定こども園等では、職員が保育の内容等に関する自己評価を行い、保育・教育の質の向上に向けた課題の把握、改善を組織的に取り組みます。	幼児保育課
3	私立幼稚園・認定こども園の支援	私立の幼稚園・認定こども園での保育が、充実したものになるよう、保育・教育給付と補助金の交付を行います。	幼児保育課

	取組事業	内容	担当課
4	地域型保育事業の支援	私立の小規模保育事業所等での保育が、充実したものになるよう、施設型給付と補助金の交付を行います。	幼児保育課
5	自然や人とのふれあいによる活動の充実	多様な体験活動を通した保育を実施することにより、「目標に向かって頑張る力」や「人とうまく関わる力」、「感情をコントロールする力」を育てていきます。	幼児保育課
6	認定こども園等と小学校との連携	認定こども園等と小学校が連絡会や研修会等を通じて交流し、相互に保育や教育内容を理解するとともに、乳幼児期に育まれた一人一人の発達の姿を小学校へ円滑に接続します。	幼児保育課・学校教育課
7	保育士等の確保対策	保育ICTの導入等による保育の業務改善に取り組むとともに、就職フェアへの参加やキャリア教育との連携等を通じて保育の魅力を発信し、人材確保に努めます。また、様々な確保策に対する補助を行い、私立園の運営を支援します。	幼児保育課
8	認可外保育施設の質の確保・向上	認可外保育施設の適正な運営を支援するため、指導助言を行います。また、県に届出をし、一定の基準を満たす施設は、子育てのための施設等利用給付の支給対象とします。	幼児保育課
9	乳児等通園支援事業	認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言などを行います。	幼児保育課

基本施策3-(5) 保育等の環境づくり

【現状と課題】

出生数が大幅に減少しており、地域ごとに異なる少子化の状況があります。

園児数の減少により3歳以上の集団保育の実施が困難な公立保育園2園を低年齢児保育に特化した小規模保育事業所に移行しました。

認定こども園等の保育施設や設備について、計画的な改修などを行っています。今後も保育環境の安全性を高めるためにも、計画的な改修や更新を行っていく必要があります。

【施策の方向】

出生数が減少する状況が続いている中で子どもの育ちを保障する環境を整えて行きます。

保育施設や設備の計画的な改修等を行い、安全性を高める取り組みを続けます。

	取組事業	内容	担当課
1	育ちを保障するための保育環境の整備	認定こども園等においては、適正な集団規模の中で行う保育・教育により子どもの育ちを保障します。	子育て政策課・幼児保育課
2	児童福祉施設・設備の改修	児童が安全に利用でき、また保護者が安心して子どもを施設に預けられるよう、老朽化した施設の改修を計画的に行います。	子育て政策課

基本施策3-(6) 乳幼児交通安全対策の充実

【現状と課題】

園児の散歩活動を保証し、安全安心を確保するため警察等と連携し、コースの安全点検を実施しました。安全な散歩活動の保障のために定期的に安全点検を実施できる仕組みが必要です。

各認定こども園等により活動内容に差があるものの、カンガルークラブ活動を支援し、交通事故防止活動を実施できました。

【施策の方向】

散歩活動の際の安全確保を行うため、定期的に安全確認ができる仕組みを構築します。

また、就学前に交通安全意識を定着させるため、就学前の交通安全マナー指導等活動への支援を継続して行います。

	取組事業	内容	担当課
1	散歩コースの安全の確保	安全点検やコースの見直し等を行いながら認定こども園等の散歩コースの安全確保に努め、園児が自然や地域社会に触れたり交通ルールを学んだりする機会を保障します。	子育て政策課・幼児保育課

	取組事業	内容	担当課
2	就学前幼児交通安全教育実施事業の支援	幼児を対象とした交通安全マナー指導等活動への支援を行います。	都市政策課



基本目標 4 学童期・思春期・青年期の支援の充実

基本施策 4-(1) 未来を担う人材育成に向けた学校教育の充実

【現状と課題】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各中学校区で一つの目標に向かって、特色ある取り組みを行っています。今後も中学校区の実態に即した効果的な取り組みを行う必要があります。

学校と地域がつながり、学校だけでなく地域の中で子どもが活躍できる場を増やしていくため、平成30年度よりコミュニティスクールを立ち上げ、地域に開かれた学校となっています。また、学校・地域連携カリキュラムを作成し地域とともに教育活動の推進を行っています。

キャリア教育については、働くことの厳しさや楽しさ、やりがいにつづき、社会性を学びながら、将来の進路選択について考える機会になっています。また、高校生が地域課題を解決する力を育てるために、地域住民や関係機関と連携・協働した取り組みも行っています。

食育を推進するために、学校と家庭や地域が協力し、地元の産物を使った給食の向上の取り組みを行いました。また、保健委員会と連携して高校生の望ましい食習慣の確立に向けた活動を行っています。

【施策の方向】

各中学校区で子どもたちの実態に応じて、小中の連続性を重視した系統的・継続的な取り組みを行います。

また、地域と学校の連携強化、SNSの利用指導を取り入れた情報モラル教育の実践、学校と市立図書館との連携を通じた読書活動の推進を行います。

働くことの意義を学びながら進路選択の機会を創ることや、地域と連携した魅力的な学習を通じたキャリア教育の展開を行っていきます。

新たな地元野菜供給農家の募集や食育指導の継続も進めていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	小中一貫教育推進事業	義務教育9年間を見通し、子どもの成長と学習の連続性を重視した教育を行うことにより、一人ひとりの学力の向上を図るとともに、豊かな人間性やたくましい心身を育みます。	学校教育課

	取組事業	内容	担当課
2	小・中学校外国語指導助手設置事業	小学校では、英語に対する興味・関心を高めるための楽しい外国語活動を展開します。また、中学生の英語での表現力の向上に向けて、外国語指導助手が充実した指導を行うとともに、小学校英語教育との連携を進めます。	学校教育課
3	情報教育の推進	各学校で情報教育全体計画を作成し、発達段階に応じて、正しい情報活用能力と健全な情報モラルを育成します。	学校教育課
4	学校における読書活動の推進	各学校において、学校図書館の利用を啓発し、読書活動の推進に努めます。	学校教育課
5	キャリア教育の充実	働くことの厳しさや楽しさ、やりがいへの気づき、社会性を学ぶことにより、将来の進路選択について考える機会として職場体験を実施します。	学校教育課
6	地域連携による高校生キャリアデザイン事業	地域の創り手を確保することを目的に、高校生を中心に地域を知るための取り組みを行います。また、その過程において、多様な市民と協働し、地域課題の解決へ導く「グローバル」な人材づくりを行い、将来的なUターンの増加を推進します。	市民協働課
7	環境出前講座	環境問題への理解や取り組みを推進するため、各学校などに出向き学習会を開催します。	環境政策課
8	たんぼの子体験事業	地域の農家などの協力を得ながら、田植えや稲刈りから収穫物を活用した食体験まで、一貫した農業体験を行います。	学校教育課・農業政策課
9	学校給食における食育の推進	学校給食を食育の教材として積極的に活用し、児童・生徒の食に対する関心を高めるとともに、郷土料理や地場産物を取り入れた献立を提供します。	学校給食課
10	高校生食育推進事業	高校生は多感な時期であり、過度のダイエットや朝食の欠食等の課題もあることから、望ましい食習慣の確立に向けた課題提起を行います。	健康推進課

基本施策 4-(2) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

喫煙や薬物に関する教育は学校薬剤師や薬物防止キャラバン隊等を講師に迎え実施しています。喫煙事象や薬物乱用事象に対しては、個別指導を充実させる必要があります。

性教育についても保健学習や養護教諭と連携した指導、助産師等の外部講師による指導を実施しています。性に関する行動の低年齢化の傾向がみられるので、小学校低学年段階からの計画的な性に関する指導が必要です。

こころの問題に早く対応できるよう、相談窓口の周知啓発を行いました。自殺予防やこころの問題を解決するため、関係機関が連携、協力して推進し、早期発見に努めるとともに支援を充実させる必要があります。

【施策の方向】

喫煙や薬物に関して、専門家や関係機関の協力を得ながら、より専門的な指導の充実を図ります。

子ども達の性に関する正しい知識の習得を図るとともに、養護教諭や助産師等と連携を図りながら性教育の充実を目指します。

関係機関との連携をさらに深め、こころの問題や、自殺予防の取り組み、ゲートキーパー養成等を進めていきます。今後も早期の相談につなぐ取り組みを充実させるとともに、個々の課題や特性に応じた支援を充実させていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	喫煙・薬物に関する教育	各学校において、警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や薬物乱用などの防止のための教育を推進します。	学校教育課
2	性に関する正しい知識の普及	各学校や地域において、子どもたちの性に関する正しい知識、健康管理のためにプレコンセプションケアの必要性の周知を図ります。	学校教育課・健康推進課
3	子どものこころの問題への対応	子どものこころの問題に対応し、こころの健康について理解を深めます。	健康推進課・学校教育課

基本施策 4-(3) 豊かな自然環境や歴史・文化を生かした人づくり

【現状と課題】

市内の豊かな森林環境を活かした体験学習を実施できましたが、継続のためには施設の安全性の確保やスタッフ育成などを行う必要があります。少子化の影響もあり緑の少年団活動は団員数の減少が課題となっています。

「志の教育」として、道徳の授業や様々な行事を通じて、子どもたちの豊かな心と良い行動を育成することを目指しています。また、マイスクール事業では、保護者や地域の協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える機運の醸成を図ることができました。

【施策の方向】

子どもが森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむ機会を確保するため、必要な体制整備を行い事業を継続します。

また、道徳教育や学校行事を通じて心豊かな子どもたちの育成に努めます。今後も保護者や地域の人々との交流により、地域全体での子どもたちの育ちを支える機運の醸成を図ります。

	取組事業	内容	担当課
1	緑の少年団活動事業	地域または小学校単位で結成された緑の少年団が行う緑の募金運動や植栽、清掃活動に対して助成を行うことにより、青少年の緑化推進や環境保全に対する意識の醸成を図ります。	森林水産課
2	森林環境学習やまのこ事業	森林の持つ多様性や役割の重要性を認識するため、間伐体験や植樹体験、自然観察など、体験型の森林学習を実施します。	森林水産課・学校教育課
3	地域に根ざした体験活動の推進	地域の自然や歴史、文化等を生かし、保護者や地域の協力を得ながら、児童・生徒の発達段階に応じ、感動や成就感のある体験活動を重視した教育活動を展開します。	社会教育課
4	「心をみがく良知をみがく」実践活動	「志の教育」として中江藤樹先生の教えに触れたり、深めたりする活動により、思いやりや優しさを育みます。	学校教育課

	取組事業	内容	担当課
5	マイスクール事業	各学校が策定する学校教育達成目標の実現に向け、児童・生徒や地域の実態に応じて、学校ごとに特色ある自然体験活動や文化芸術活動を推進します。	学校教育課

基本施策 4-(4) 家庭や地域の教育力向上

【現状と課題】

公民館と学校が連携しながら子どもにどうかかわりあうか講座を開催し、地域や年齢に合った内容で実施することができています。

地域学校協働活動は、研修や啓発活動を通じて理解を深めつつ、ボランティアや学校連携活動を増やし、充実を図っています。しかし、ボランティアの高齢化や固定化が課題となっています。

子どもたちの体験活動は、青少年育成市民会議による中心に、様々な年齢の子ども達が多様な活動に参加できる機会を提供しています。

【施策の方向】

発達段階や地域の課題に応じた講座が各地で積極的に開催できるように引き続き支援を行います。

地域学校協働活動や子どもたちの体験活動を継続するため、新たなボランティアやスタッフ確保をより積極的に行っていきます。

青少年団体の活動を支援することで、引き続き青少年の健全育成を推進します。

	取組事業	内容	担当課
1	子どもにどうかかわりあうか講座	「子どもにどうかかわりあうか」のテーマのもと、認定こども園等や学校で保護者を対象に、子どもの発達段階や年齢、保護者のニーズに合わせて、学習情報を提供します。	社会教育課

	取組事業	内容	担当課
2	地域学校協働活動の推進	地域と学校が連携協働する仕組みづくりを推進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習や自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり、きずなを強化し、地域の活性化を図ります。	社会教育課
3	青少年健全育成事業	青少年が学校や学年の枠を超えた集団活動により、自然体験や社会体験を行うことで家庭や地域に積極的にかかわっていく力を培います。	社会教育課
4	青少年団体活動支援	地域の異年齢の子どもたちがともに活動することで、自立心や主体性を培い、青少年の地域への愛情と誇りを養います。	社会教育課

基本施策 4-(5) 一人ひとりの育ちをサポートする体制の整備

【現状と課題】

不登校や別室登校の児童生徒に対して、市内小中学校に教育支援員を配置、教育相談・課題対応室によるカウンセラーによるカウンセリングや相談活動、教育支援センター「スマイル」による相談、・適応指導などを行うことで生徒の社会的自立や学校復帰を支援しました。今後もそれぞれの児童生徒の課題や特性に合わせた支援をさらに充実させる必要があります。

子どもや若者の居場所となる事業展開や地域づくりの取り組みを行いました。相談内容が多岐に渡り、課題もさまざまであることから、関係機関との連携を図り支援していく必要があります。

【施策の方向】

教育支援員の研修会を充実や学校や各関係機関との連携を強化することにより個々の課題や特性に応じた支援や相談活動の充実を図ります。

子ども・若者総合相談窓口は、対象が39歳までとなるため、多機関との連携の中で、継続した支援を進めていけるよう連携強化に努めます。

	取組事業	内容	担当課
1	別室登校児童生徒支援事業	別室登校・不登校の児童生徒が教室復帰できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談を行ったり、教育支援員を小・中学校に配置したりするなど、組織的な取り組みを進めることにより、児童生徒の心の安定を図ります。	学校教育課
2	教育相談事業	教育相談・課題対応室では、様々な生徒指導上の課題解決に向けて、相談員や臨床心理士等が相談を受け、必要に応じて関係機関へのつなぎや解決に向けた支援を行います。	学校教育課
3	教育支援センター「スマイル」設置事業	不登校児童生徒の学校復帰および社会的自立に向けて支援します。	学校教育課
4	子ども・若者育成支援事業	「社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者」に関する相談支援や立ち直りと社会参加に向けた取り組みを通して、ともに学び育ち合うことができる関係性を醸成し、地域に定着させます。	こども家庭センター

基本施策 4-(6) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

「こども110番のおうち」制度の実施やスクールガード等による見守り、児童生徒への防犯ブザーの貸与などにより、登下校や放課後の子どもたちの安全確保を行っています。しかし、高齢化から「こども110番のおうち」の辞退やスクールガードの減少などの課題があります。

少年センターでは、相談内容が多岐に渡り、課題となることもさまざまであることから、多機関と連携を図り支援していく必要があります。

有害情報や犯罪被害等から子どもを守るため、高校生を対象としたデートDVの防止講座や有害図書等販売対策として、関係機関との協力により立入調査を行いました。

【施策の方向】

地域との協力による「こども110番のおうち」の開拓やこども安全リーダーの活動支援など、見守り等による子どもの安全確保の取り組みを継続します。また、保護者の協力を得た防犯ブザーのメンテナンスや、地域と学校の連携による見守り活動も進めます。

少年センター事業を通じて一人ひとりの社会的自立に向け、個々に応じた支援を継続して行います。さらに、高校生へのデートDV教育の継続なども行っていきます。

	取組事業	内容	担当課
1	デート DV 防止講座	未来を担う子どもたちが将来、DV（ドメスティックバイオレンス）の加害者にも被害者にもならないように、お互いを尊重する対等な関係の築き方について学びます。	人権施策課
2	少年センター事業	青少年をめぐる環境の変化や困難さが多様化・複雑化していることへの対応とともに、青少年を社会全体で支える環境を整えることを目指し、少年補導委員や警察署等と協力して、青少年の非行・犯罪や被害を未然に防止するため、補導活動、街頭啓発、未然防止教室を行います。	こども家庭センター
3	子どもを見守る体制整備	地域の子どもたちを犯罪等の被害から守るため、「こども110ばんのおうち」を設置します。	社会教育課
4	子ども安全リーダーと不審者情報メール	地域住民や関係機関等が相互の連携を図り、子どもを事件・事故から守るための見守りを行います。	社会教育課
5	学校安全防犯対策事業	児童生徒の安全を確保するため、小学生に防犯ブザー、中学生にヘルメットの配付を行います。	学校教育課
6	スクールガード等による子どもの見守り	子どもの安全確保のため、スクールガードによる子どもの登下校の見守り活動を行います。	学校教育課
7	有害図書等販売対策	青少年に有害な図書・ビデオ・玩具等の販売に対し、適切な陳列や販売方法について、協力・改善を求めます。	こども家庭センター

基本施策 4-(7) 出会い・結婚の機会創出

【現状と課題】

結婚支援について、情報発信や相談業務の継続、地域や企業の協力を得た結婚応援の機運向上の取り組みや若者が集える場の提供を進めました。相談数に男女の偏りがあるため、女性参加の増加のための工夫が必要です。

また、結婚にかかる経済的負担を軽減し、将来の子育て世帯の増加を図るため結婚新生活支援事業の周知を行いました。

【施策の方向】

結婚に関する相談や情報発信を継続しながら、若者が集える場の提供など出会いにつながる様々な機会の提供を検討していきます。

また、市内における将来の子育て世帯の増加を図るため、補助金の交付を継続するとともに、制度の周知を図ります。

	取組事業	内容	担当課
1	出会いの創出	結婚を希望する方の相談を受け、縁結びボランティアへの紹介や、人と人が出会える場の案内、出会いの機会の創出を行います。また、地域で活動する縁結びボランティアへの支援を行うとともに、ボランティア同士の連携を図ります。	子育て政策課
2	結婚新生活支援事業	婚姻後、高島市で新生活を始める世帯を対象に、住宅にかかる初期費用の一部を補助することにより、結婚に伴う経済的負担を軽減します。	子育て政策課



基本目標 5 子育て家庭への支援の充実

基本施策 5-(1) 子育て家庭の多様なニーズへの支援

【現状と課題】

市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）のうち13園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施していますが、保育士等が不足する状況の中で、専任の保育士を配置する体制が整わない状況があります。また、延長保育事業、休日保育事業についても、保育士等の確保が困難な状況があります。

病児保育事業は、積極的な広報により利用者が増えていますが、利用者の地域的な偏りが見られます。

ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数は増加しているものの、援助活動の利用実績が減少しており、ニーズに応じた事業実施となっているか検証が必要です。

放課後児童健全育成事業は、待機児童問題について、事業実施団体との調整を行い、待機児童の解消を図っています。県主催の研修受講を各団体に働きかけなどを通じて放課後児童支援員等の資質向上を図りました。

【施策の方向】

保護者のニーズに応え、育児の不安を軽減するために保育士等の確保など体制整備に努めます。休日保育事業については、事例を調査する等により今後の方策を研究していきます。

病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、放課後児童健全育成事業は、待機児童の解消に向けた検討を行い、各地域のニーズに沿った事業実施が可能となるよう各団体との連携を図ります。

	取組事業	内容	担当課
1	一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園児の保護者の就労形態や生活形態の多様化、また、突発的な保育需要に対応するため、教育時間後や長期休業日（夏休み）に、幼稚園・こども園（幼稚園部）で預かり保育を実施します。	幼児保育課
2	延長保育事業	こども園（保育園部）の原則的な保育時間以外の保育ニーズに対応するため、各園の状況に応じて保育時間の延長を行います。	幼児保育課

	取組事業	内容	担当課
3	休日保育事業	保護者の仕事などで日曜・祝日に家庭で保育ができない場合に、認定こども園で保育を行います。	幼児保育課
4	病児保育事業	子どもが病気の時に、保護者が仕事の都合により家庭で保育することができない場合に、病院内に設置した病児保育室で保育を行います。	子育て政策課
5	ファミリー・サポート・センター事業	認定こども園等の送迎や閉園後の一時的な預かりなど、育児に関する援助を受けたい人と、援助を行う人の連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の助け合い活動を推進します。	子育て政策課
6	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	共働き家庭やひとり親家庭など働きながら子育てをしている保護者が、安心して子どもを預けて働けることができるよう、放課後および学校休業日（日・祝除く）に家庭に代わる生活の場を提供します。	子育て政策課
7	ワーク・ライフ・バランスの推進	働く保護者が家庭において子育てできる時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進します。	人権施策課・子育て政策課

基本施策 5-(2) 子育て家庭への経済的支援の充実

【現状と課題】

令和4年度から在宅育児支援事業を開始し、1歳児2歳児の保護者等を対象に安心し、充実した子育て期を過ごすことができるよう、給付金を支給しています。

令和5年8月より、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代（18歳）まで拡充し、子育て家庭の経済的支援の充実を図りました。児童手当も令和6年10月から高校生世代まで対象が拡充しました。

保育料完全無償化により、保護者の就労意欲が高まり、低年齢児からの入園希望が多くなっています。しかし、保育士不足により受け入れが困難な園が多くなり、保護者の希望通りの入園がかなわなかったり、待機児童が発生したりしています。

経済的な理由により就学が困難にならないよう児童生徒就学援助事業の実施や、就学の希望が叶えられるよう奨学金制度による支援を行いました。

【施策の方向】

保育料無償化や手当の支給等の経済的な支援を継続して実施し、子育て家庭の負担を軽減します。

また、経済的理由で就学が困難にならないよう奨学金等による支援を継続します。

各種制度の広報を行い、利用可能な経済的支援制度の利用促進を行います

	取組事業	内容	担当課
1	児童手当の支給	次代を担う子どもの健やかな育ちと、家庭等における生活の安定を社会全体で応援するため、児童手当法に基づき児童手当を支給します。	子育て政策課
2	乳幼児福祉医療費助成制度・子ども医療費助成制度	子どもにかかる医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
3	幼児教育・保育の無償化	認定こども園等に通う3歳児以上と、住民税非課税世帯の2歳児以下の子どもの保育料を無償化している国の事業に加え、住民税課税世帯の2歳児以下の子どもの保育料を無償化します。また、認定こども園等が利用できない待機児童や、保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等の保育料も同様に無償化します。	幼児保育課
4	奨学金制度による支援	経済的な理由により高校や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、奨学金を貸与し、就学を支援します。	教育総務課
5	児童生徒就学援助事業	経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費などの経費の一部を援助します。	学事施設課
6	在宅育児支援事業	子育て世帯が充実した子育て期を過ごすことができるよう、1歳児または2歳児の未就園児を日中家庭で子育てしている保護者に対し、給付金を支給します。	子育て政策課
7	妊婦のための支援給付	出産・育児に向けての経済的支援として、妊婦のための支援給付を支給します。	健康推進課

基本施策 5-(3) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭への児童扶養手当の支給や、高等職業訓練促進給付金等で経済的な支援を行っています。また、福祉医療費助成制度で医療費の負担軽減を図り、福祉資金の活用や奨学金制度の拡充等を通じた支援も行っていますが利用者は減少傾向にあります。さらに、母子父子自立支援員を配置して支援策に関する情報提供や就労を含む生活相談等に対応しています。

ひとり親家庭福祉推進員が、地域での身近な相談者として活動していますが、現在のひとり親家庭のニーズと推進員の活動内容が合っていない状況がみられます。

【施策の方向】

ひとり親家庭の生活安定を目的に、経済的な負担軽減を図るための支援を行います。母子父子自立支援員による情報提供や相談対応を実施し包括的なサポートを提供していきます。滋賀県と連携しながらひとり親家庭福祉推進員の活動を支援していきます。

	取組事業	内容	担当課
1	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。支給対象世帯の生活状況の現況と課題をもとに、困難を抱えるひとり親家庭への支援を行います。	子育て政策課
2	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給	キャリアアップにつながる職業訓練を受講する保護者を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。	子育て政策課
3	母子家庭・父子家庭福祉医療費助成制度	ひとり親が18歳未満の子どもを扶養しているとき、その母（父）と子どもにかかる医療費の自己負担額を所得に応じて助成します。	保険年金課
4	母子・父子・寡婦福祉資金の活用	滋賀県が実施する母子・父子家庭等を対象にした就学資金や資格取得等の貸付制度を活用し、子どもの健やかな成長と安心した生活が送れるよう支援します。	子育て政策課
5	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立支援に向け、母子・父子自立支援員を配置し、就労相談や生活相談を行います。	子育て政策課

	取組事業	内容	担当課
6	ひとり親家庭福祉推進員の活動支援	ひとり親家庭福祉推進員は身近な相談相手として、滋賀県が地域ごとにひとり親家庭40世帯あたり1人の割合で配置しています。ひとり親家庭福祉推進員は、支援を必要とする家庭を把握し、支援に関する情報を提供するとともに、早期に適切な支援につなぎます。	子育て政策課



第4章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたっては、教育・保育提供区域を定め、その区域ごとに教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めるとされています。

<教育・保育>

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

<地域子ども・子育て支援事業>

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

高島市は、平成17年1月に6町村が合併した市であり、それまではそれぞれの町村が日常生活圏を形成していました。この旧6町村の区域が現在の中学校区であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画でもこの6つの圏域を日常生活圏域としてとらえています。

このような中で、教育・保育提供区域を定めるにあたっては、次のことを重視し検討します。

（１）供給過多あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

全市域の中で細かく区域を設定すると、教育・保育事業の新たな申請があったときに、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準を満たす申請であれば認可することになります。隣接する区域が供給過多であっても当該区域では新たに認可することになり、市全体の資源の有効活用が妨げられるおそれがあるため、そういった状況になることを避ける必要があります。

（２）子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

本市における区域設定は、子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実績を踏まえ、次のとおりとします。

① 認定区分（１号、２号、３号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の１区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な１３事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

事業名・事業概要	提供区域	考え方
放課後児童健全育成事業	中学校区 （６地域）	現状の小中学校区を基本として、中学校区単位での実施とします。
延長保育事業	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
子育て短期支援事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用状況を踏まえ、市内全域とします。
一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児保育事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	市内全域	現状どおり市内全域とします。
利用者支援事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
妊婦健康診査事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
産後ケア事業	市内全域	現状どおり市内全域とします。
乳児等通園支援事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、市内全域とします。

2. 将来の子ども人口

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行います。

① 推計方法：コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法です。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

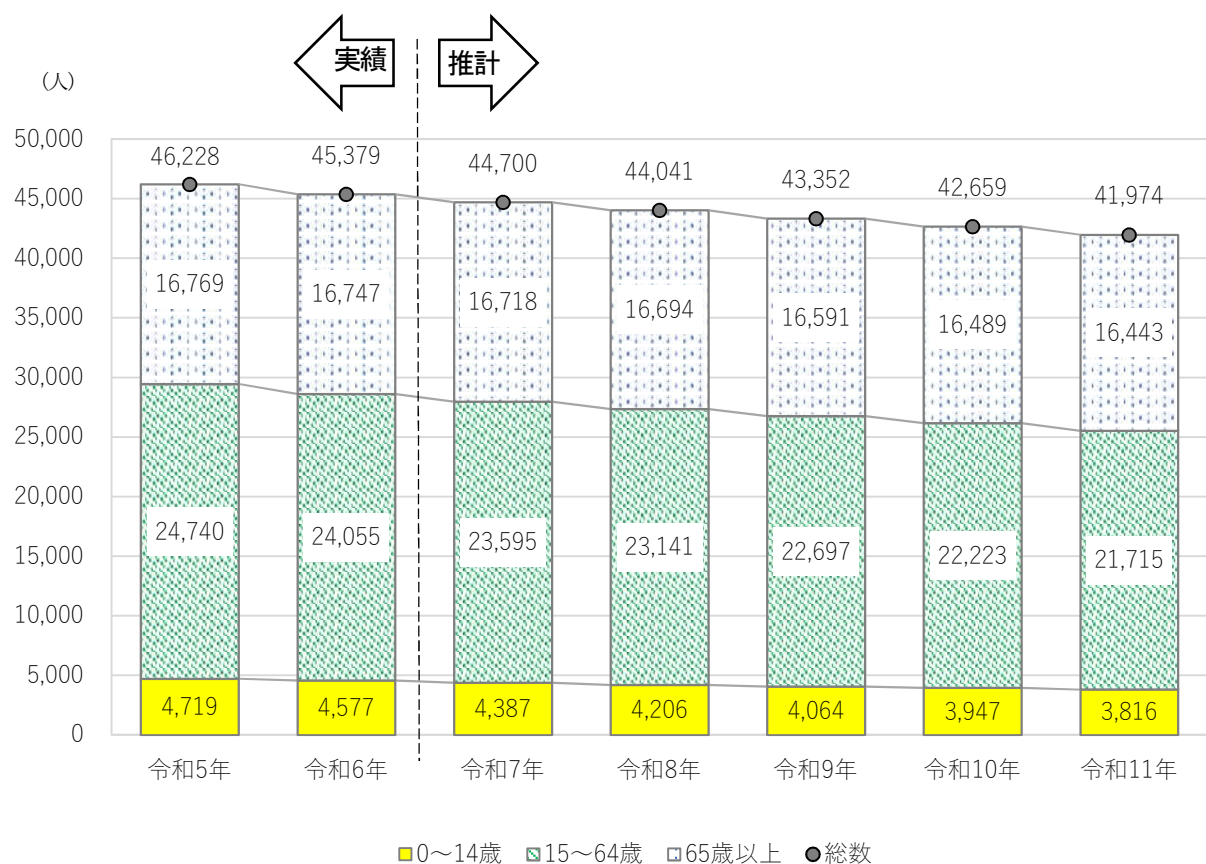
② 基準年：令和6年

③ データ：平成元年～6年の3月末現在の地域（旧町村）別、性・年齢別1歳階級人口（住民基本台帳人口：日本人+外国人）

④ 男女児性比：令和4～5年度出生数の平均性比を使用

データは各年3月末日

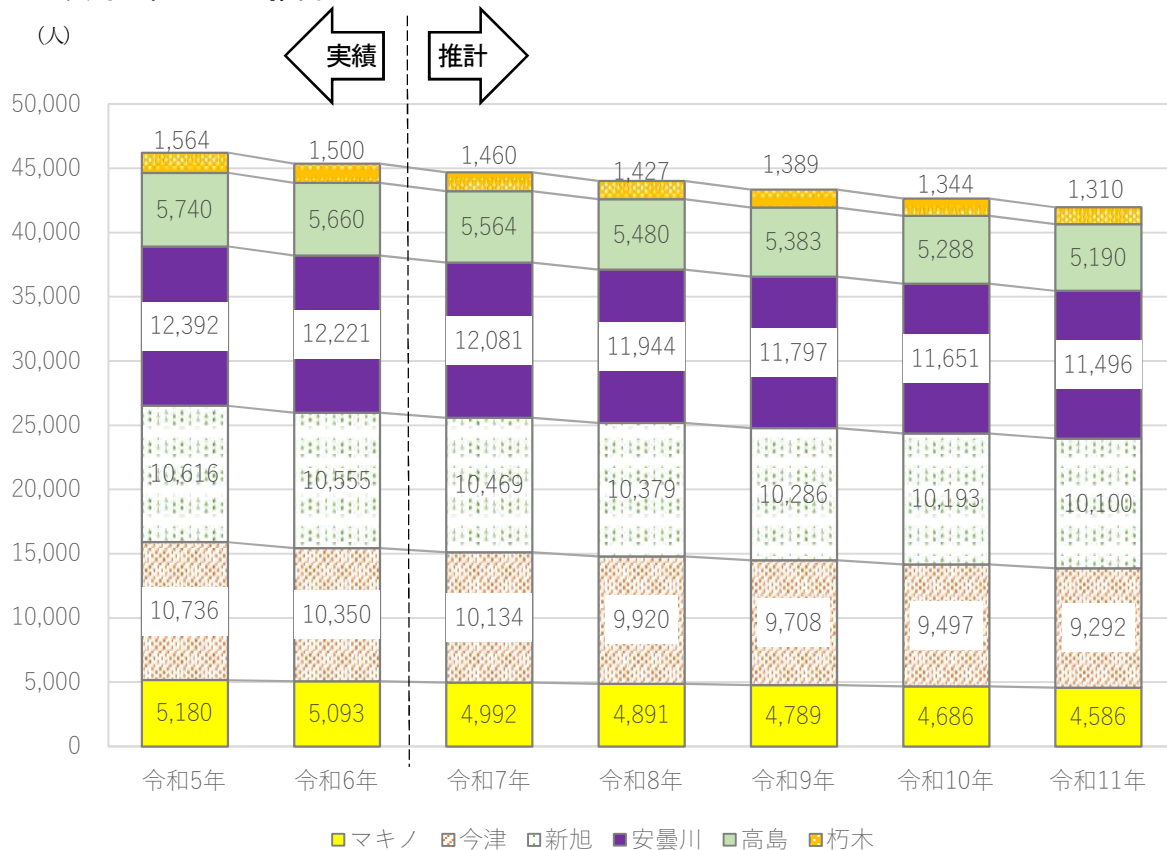
■市全体 総人口・年齢3区分別人口の推移



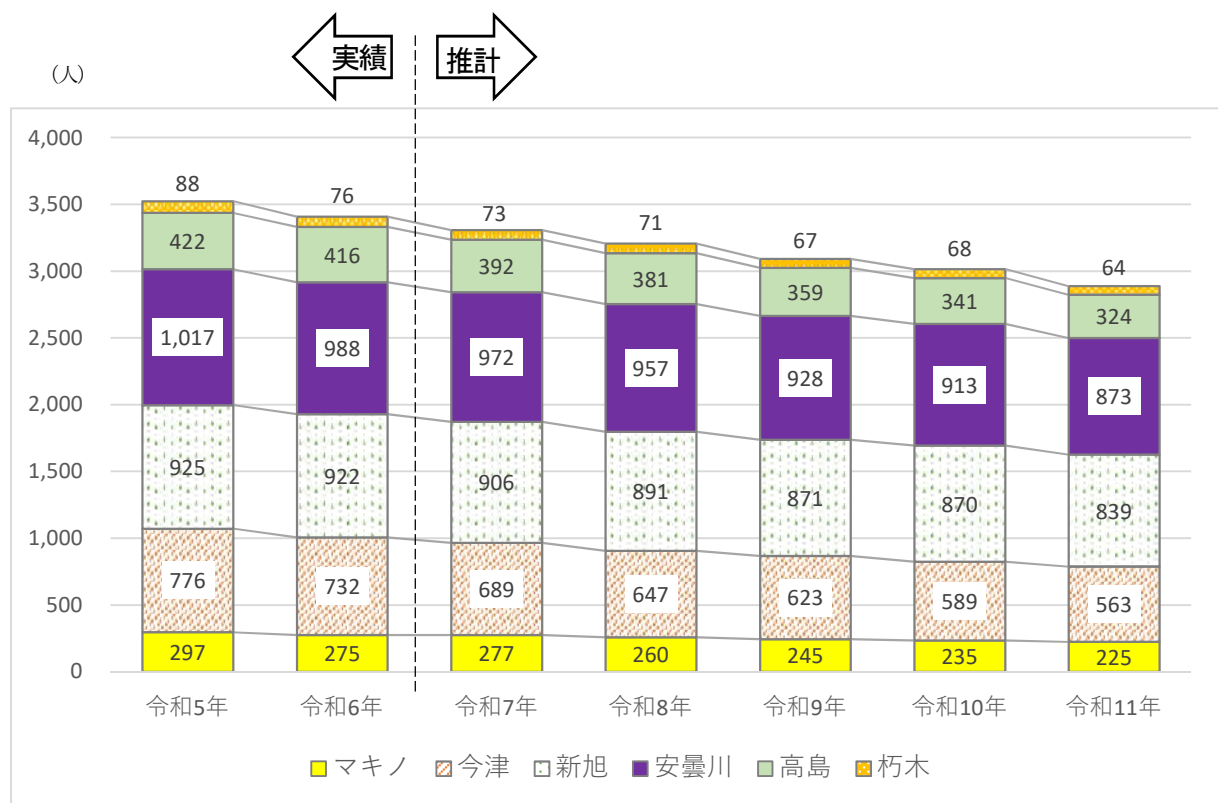
■市全体 事業対象子ども（0～11歳）人口の推計



■地域別 総人口の推計



■地域別 事業対象子ども（0～11 歳）人口の推計



■マキノ地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	17	17	15	15	13	13
1歳	13	17	17	15	15	13
2歳	16	14	19	19	17	17
3歳	18	16	14	19	19	17
4歳	20	18	16	14	19	19
5歳	27	20	18	16	14	19
小計	111	102	99	98	97	98
6歳	33	27	20	18	16	14
7歳	24	34	27	20	18	16
8歳	24	24	34	27	20	18
9歳	33	24	24	34	27	20
10歳	34	32	24	24	33	26
11歳	16	34	32	24	24	33
小計	164	175	161	147	138	127
合計	275	277	260	245	235	225

■今津地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	45	41	40	39	36	34
1歳	44	47	43	42	40	37
2歳	50	43	46	42	41	39
3歳	49	49	42	45	41	40
4歳	64	48	48	41	44	40
5歳	79	65	49	49	42	45
小計	331	293	268	258	244	235
6歳	48	81	66	50	50	43
7歳	60	47	80	65	49	49
8歳	68	59	47	79	64	49
9歳	62	67	58	47	78	63
10歳	81	62	67	58	47	78
11歳	82	80	61	66	57	46
小計	401	396	379	365	345	328
合計	732	689	647	623	589	563

■新旭地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	56	54	54	52	52	51
1歳	68	59	57	57	55	55
2歳	70	72	62	60	60	58
3歳	77	73	75	65	63	63
4歳	75	78	74	76	66	64
5歳	85	75	78	74	76	66
小計	431	411	400	384	372	357
6歳	81	87	77	80	76	78
7歳	94	81	87	77	80	76
8歳	65	94	81	87	77	80
9歳	85	66	95	82	88	78
10歳	82	85	66	95	82	88
11歳	84	82	85	66	95	82
小計	491	495	491	487	498	482
合計	922	906	891	871	870	839

■安曇川地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	68	64	64	62	61	58
1歳	80	68	64	64	62	61
2歳	75	82	70	66	66	64
3歳	78	72	79	67	63	63
4歳	77	80	74	81	68	64
5歳	99	78	82	75	83	69
小計	477	444	433	415	403	379
6歳	82	98	78	82	75	83
7歳	98	81	97	77	81	74
8歳	77	98	81	97	77	81
9歳	93	78	99	82	98	78
10歳	81	92	77	98	81	97
11歳	80	81	92	77	98	81
小計	511	528	524	513	510	494
合計	988	972	957	928	913	873

■高島地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	21	22	22	21	20	19
1歳	14	22	23	23	22	21
2歳	36	14	22	23	23	22
3歳	22	38	15	23	24	24
4歳	38	23	39	15	24	25
5歳	30	38	23	39	15	24
小計	161	157	144	144	128	135
6歳	36	31	39	23	40	15
7歳	38	36	31	39	23	40
8歳	43	39	37	32	40	24
9歳	46	43	39	37	32	40
10歳	39	47	44	40	38	32
11歳	53	39	47	44	40	38
小計	255	235	237	215	213	189
合計	416	392	381	359	341	324

■朽木地域 子ども人口の推計

年齢	実績	推 計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	5	5	5	5	4	3
1歳	6	6	6	6	6	4
2歳	3	6	6	6	6	6
3歳	9	3	6	6	6	6
4歳	6	9	3	6	6	6
5歳	6	6	9	3	6	6
小計	35	35	35	32	34	31
6歳	4	6	6	8	3	6
7歳	7	4	6	6	8	3
8歳	4	7	4	6	6	8
9歳	9	4	7	4	6	6
10歳	8	9	4	7	4	6
11歳	9	8	9	4	7	4
小計	41	38	36	35	34	33
合計	76	73	71	67	68	64

3. 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

① 教育の実施

概 要	幼稚園、認定こども園の幼稚園部
対 象	1号認定：3～5歳
施設数	令和6年度現在：13か所 (うち公立6か所、私立7か所) (うち認定こども園12か所、幼稚園1か所)
定 員	令和6年度現在：293人

■地域別 施設の利用状況

4月1日現在

地域	施設数 (か所)	令和4年度利用実績			令和5年度利用実績		
		定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)	定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)
マキノ	2	30	16	53	30	7	23
今津	3	55	44	80	55	50	91
朽木	1	13	4	31	13	4	31
安曇川	3	85	72	85	85	75	88
高島	2	30	14	47	30	18	60
新旭	2	90	46	51	90	56	62
計	13	303	196	58	303	210	59

■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量および確保方策

単位：人

認定区分（年齢）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳）	177	175	167	161	155
確保方策 特定教育・保育施設	177	175	167	161	155

確保方策の説明

○現在、市では認定こども園が12か所、幼稚園が1か所あり、特定教育・保育施設13か所すべてにおいて幼児教育の場を保障することができます。しかし、保護者のライフスタイルも多様化し、年々1号認定児童は減少しています。

○一時預かり事業（幼稚園型）等を実施することで、保護者が安心して児童を幼稚園（部）に通わせることができるように努めています。

② 保育の実施

概 要	認定こども園の保育園部、特定地域型保育事業
対 象	2号認定：3～5歳 3号認定：0～2歳
施設数	令和6年度現在：17か所 (うち公立8か所、私立9か所) (うち認定こども園12か所、特定地域型保育事業5か所)
定 員	令和6年度現在：1,142人

■地域別 施設の利用状況

4月1日現在

地域	令和4年度利用実績				令和5年度利用実績			
	施設数 (か所)	定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)	施設数 (か所)	定員数 (人)	人数 (人)	充足率 (%)
マキノ	2	120	84	70	2	120	84	70
今 津	4	254	230	91	4	254	231	91
朽 木	1	37	21	57	1	37	15	41
安曇川	5	354	314	89	5	354	278	79
高 島	2	135	124	92	2	135	122	90
新 旭	2	275	258	94	2	275	240	87
計	16	1,175	1,031	82	16	1,175	970	76

■保育園・認定こども園（保育園部）の見込量および確保方策

単位：人

認定区分（年齢）		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定（0歳）		21	21	21	21	21
3号認定（1～2歳）		274	269	261	255	245
小計		295	290	282	276	266
2号認定（3～5歳）		655	615	591	562	547
見込量計		950	905	873	838	813
確 保 方 策	特定教育・保育施設	914	871	841	806	782
	3号認定（0歳）	18	18	18	18	18
	3号認定（1～2歳）	241	238	232	226	217
	2号認定（3～5歳）	655	615	591	562	547
	特定地域型保育事業	36	34	32	32	31
	3号認定（0歳）	3	3	3	3	3
	3号認定（1～2歳）	33	31	29	29	28
計		950	905	873	838	813

<参考>

認可外保育施設	19	19	19	19	19
---------	----	----	----	----	----

確保方策の説明

- 幼児教育・保育の無償化の継続および保育士等の減少により、今後の待機児童の増加が予想されることから、保育事業の供給不足が見込まれます。
- 広域入所は、高島市内への通勤者の児童、または病気・里帰り出産等にもなうことが多く、大幅な増減は見込まれないことから、見込量および確保方策には計上しません。
- 認定こども園等によってはクラスごとの人数が減少し、集団での子どもの育ちが確保できない状況です。このため、クラス編成が難しくなる認定こども園等においては、幼児教育・保育の提供体制の見直しにより、集団での育ちの確保を目指します。
- 小規模保育事業 A 型の今津東保育園および古賀保育園を令和 7 年度末に閉園します。
- 令和 9 年度にマキノ東こども園とマキノ西こども園を統合します。
- 令和 10 年度に高島こども園を小規模保育事業所に移行します。
- 多様な保育ニーズに対応できる施設の整備や、将来的な児童数に見合った適正な園配置を検討していきます。
- 全国的に保育士等の確保が困難な状況であり、高島市においても近隣他市に比べ、さらに厳しい状況にあることから、さらなる確保対策を進めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 放課後児童健全育成事業

対 象	小学生
内 容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に放課後児童クラブ（学童保育所）で生活指導および適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
施設数	令和6年度現在：15か所 うちNPO法人：3団体、13か所 社会福祉法人：1団体、1か所 保護者会：1団体、1か所

■地域別 施設の利用状況

地域	令和4年度利用実績			令和5年度利用実績		
	施設数 (か所)	登録数 (人)	利用数 (人)	施設数 (か所)	登録数 (人)	利用数 (人)
マキノ	2	71	45	2	66	49
今 津	4	137	95	4	137	102
朽 木	1	21	9	1	19	10
安曇川	3	180	128	3	198	155
高 島	1	59	37	1	50	35
新 旭	3	120	94	3	136	108
計	14	588	408	14	606	459

※登録児童数：年度末時点 利用児童数：週4日以上の利用児童数

■地域別 学童保育所（放課後児童クラブ）の見込量および確保方策

単位：人

		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		607	605	571	545	511
	マキノ	69	61	53	49	44
	今津	135	125	114	104	95
	朽木	19	18	18	14	16
	安曇川	188	171	174	168	167
	高島	51	49	41	45	31
	新旭	145	181	171	165	158
確保方策		607	605	571	545	511

※週4日以上利用児童

■学年別 学童保育所（放課後児童クラブ）の見込量

単位：人

		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		607	605	571	545	511
	1年生	263	218	207	196	177
	2年生	111	148	126	121	113
	3年生	82	101	100	80	80
	4年生	64	56	65	67	54
	5年生	51	48	41	53	52
	6年生	36	34	32	28	35
確保方策		607	605	571	545	511

※週4日以上利用児童

確保方策の説明

- 令和4年度から一部の学区において、学童保育所の待機児童が発生しています。今後においても、保護者の就労意欲の高まりに伴い、利用ニーズの増加が予想されます。
- 民間事業者によって15か所の学童保育所が運営されていることから、今後においても放課後児童健全育成事業によりニーズの状況を勘案しながら、放課後児童の健全な育成の場を確保します。
- 週4日以上を利用児童数が40人を超える学童保育所で課題となっていた専用区画の狭あいについては、既存施設を活用して支援の単位を区分することや、事業の実施場所を空き公共施設へ移転させること等により一定の解消を図りました。
- 他地域よりも学童保育所への通所ニーズが高くなっている新旭地域の待機児童については、本計画期間内に新たな学童保育所の開設または支援の単位の増設等により、将来のこども人口を踏まえ、適宜ニーズに対応できるよう努めます。

② 延長保育事業

対 象	2号認定（3～5歳）および3号認定（0～2歳）の乳幼児
内 容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、認定こども園および特定地域型保育事業で保育を行います。
施設数	令和6年度現在：14園

■地域別 利用実績 単位：人

	令和4年度	令和5年度
マキノ	59	22
今 津	85	88
朽 木	9	5
安曇川	65	60
高 島	52	66
新 旭	79	72
計	349	313

■時間外（延長）保育事業の見込量および確保方策 単位：人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	330	330	330	330	330
確保方策	330	330	330	330	330

確保方策の説明
○既存の認定こども園および特定地域型保育事業の計14園で延長保育を実施しています。 ○現状の体制をもとに、引き続き延長保育の利用ニーズに対応します。

③ 子育て短期支援事業

対 象	0歳～18歳未満
内 容	保護者の疾病、残業等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等においてショートステイ（宿泊を伴う預かり）やトワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）を実施し、必要な保護を行います。
施設数	令和6年度現在：1か所（その他里親家庭等あり）

■事業実績

単位：のべ人

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て短期支援事業（ショートステイ）	75	39	66
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	5	6	28

■子育て短期支援事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	80	80	80	80	80
確保方策	80	80	80	80	80
ショートステイ	70	70	70	70	70
トワイライトステイ	10	10	10	10	10

確保方策の説明
○市内に児童養護施設が存在しないため、引き続き民間団体や里親に委託し、利用ニーズに対応します。また、必要な保護者に届くようホームページにて広報するほか、家庭との相談を通じて制度を周知します。

④ 地域子育て支援拠点事業

対 象	就園前の乳幼児およびその保護者
内 容	児童館や認定こども園等身近な場所で、乳幼児およびその保護者が交流する場を設定するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の支援を行います。
施設数	令和6年度現在：高島市地域子育て支援センター2か所、子育て親子つどいの広場6か所

■地域別 地域子育て支援センターの利用状況（利用者数）

単位：のべ人

施設		令和4年度			令和5年度		
		保護者	児童	計	保護者	児童	計
マキノ	ほのぼの	812	852	1,664	864	918	1,782
新 旭	あっぷっぷ	1,327	1,504	2,831	1,494	1,744	3,238
計		2,139	2,356	4,495	2,358	2,662	5,020

■地域別 地域子育て支援センターの利用状況（相談件数）

単位：件

施設		令和4年度			令和5年度		
		来室相談	電話相談	計	来室相談	電話相談	計
マキノ	ほのぼの	75	2	77	56	1	57
新 旭	あっぷっぷ	47	0	47	92	0	92
計		122	2	124	148	1	149

■施設別 子育て親子つどいの広場の利用状況（利用者数）

単位：のべ人

施設		令和4年度			令和5年度		
		保護者	児童	計	保護者	児童	計
今津	ふれあいひろば	1,419	1,676	3,095	1,644	1,742	3,386
	あいあいひろば	640	743	1,383	724	820	1,544
安曇川	はこふねじヨビ 30クラブ	46	56	102	814	927	1,741
	さくらんぼ広場	735	794	1,529	930	1,067	1,997
	子育て支援フェリス	646	736	1,382	846	969	1,815
高島	プチしろふじ	481	810	1,291	558	650	1,208
計		3,967	4,815	8,782	5,516	6,175	11,691

■地域子育て支援拠点事業の利用者数見込量

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	15,177	14,759	14,340	13,922	13,364
確保方策	15,177	14,759	14,340	13,922	13,364

■地域子育て支援拠点事業の見込量および確保方策

単位：か所

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

確保方策の説明

○地域子育て支援センター事業と子育て親子つどいの広場事業は、地域の児童数等を考慮しながら、各地域子育て支援拠点事業所間の連携を強化し、ニーズに対応します。

【地域子育て支援センター】 2か所（公立）

高島市地域子育て支援センター「ほのぼの」（マキノ児童館内）

高島市地域子育て支援センター「あっぷっぷ」（静里なのはな園内）

【子育て親子つどいの広場】 6か所（私立）

今津地域 ふれあいひろば （なないろこども園）

今津地域 あいあいひろば （愛隣こども園）

安曇川地域 ピヨピヨクラブ （安曇川はこぶね保育園）

安曇川地域 チューリップ （中央ユニバーサルこども園）

安曇川地域 さくらんぼ広場 （藤波こども園）

高島地域 プチしろふじ （しろふじ保育園）

○地域内の複数か所で事業実施している場合は、相互の交流・情報交換を行い、利用者にとって利用しやすく、また効果的な事業の展開を目指します。

⑤ 一時預かり事業

対 象	1号認定の幼児、その他就学前の乳幼児
内 容	①幼稚園型 1号認定の在園児を対象に、通常の教育時間に加え、延長して預かります。 ②一般型 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園・認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
施設数	令和6年度現在：幼稚園型13園、一般型12園

■一時預かり事業（幼稚園型）の実績

単位：のべ人

項目	認定区分	計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1号・2号	1,969	3,734	3,600

■一時預かり事業（幼稚園型）の見込量と確保方策

単位：のべ人

項目	認定区分	計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	1号・2号	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
確保方策	1号・2号	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

■一時預かり事業（一般型）の実績

単位：のべ人

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり（幼稚園型以外）	922	332	285

■一時預かり事業（一般型）の見込量と確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	450	450	450	450	450
確保方策	450	450	450	450	450
一時預かり事業 （一般型・余裕活用型）	340	340	340	340	340
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	10	10	10	10	10

確保方策の説明

- 幼稚園型の一時預かり事業は、幼稚園と、幼稚園部のある認定こども園すべてで実施しており、今後もこの体制でニーズに対応します。
- 一般型の一時預かり事業については、実施していない認定こども園2園についても、今後の実施を目指します。
- 一般型の一時預かり事業は、未就園児の保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護、育児に伴う心理的負担の軽減を図るものであり、保育園および認定こども園の保育園部でニーズに対応するほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）でも対応します。

⑥ 病児・病後児保育事業

対 象	生後 6 か月から小学校 3 年生
内 容	子どもが病気のと看、保護者が仕事等の都合で子どもを家庭でみるこが困難な場合に、病児保育室で一時的に保育します。
施設数	令和 6 年度現在：高島市民病院内病児保育室 1 か所

■地域別 事業実績（病児保育の利用状況）

単位：人

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用日数 （日）	利用のべ 児童数	利用日数 （日）	利用のべ 児童数	利用日数 （日）	利用のべ 児童数
マキノ	0	0	0	0	6	6
今 津	43	49	47	47	27	28
朽 木	2	2	2	2	4	4
安曇川	34	39	58	87	76	83
高 島	15	15	12	12	20	25
新 旭	58	72	49	54	39	48
市 外	7	7	4	4	34	39
計	159	184	172	206	206	233

■病児・病後児保育事業、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）

の見込み量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	210	210	210	210	210
確保方策	210	210	210	210	210
病児・病後児保育事業	210	210	210	210	210
子育て援助活動事業 （ファミリー・サポート・センター事業） （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

確保方策の説明

○働く保護者にとって必要な事業であるため、今後も継続してニーズに対応します。
○事業の実施場所が市の南部 1 か所のみであるため、今後のニーズ状況を見ながら事業実施場所等の充実を検討します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

対 象	中学生以下の児童を有する子育て中の保護者
内 容	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

■事業実績（令和5年度）

地域	開設日	会員数	援助活動件数
全市	254日	提供会員：279 依頼会員：266 両方会員：213	20 件 (就学後児童対象)

■子育て援助活動支援事業（就学後児童対象）の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	20	25	30	35	40
確保方策	20	25	30	35	40
子育て援助活動支援事業 (就学後児童対象)	20	25	30	35	40
子育て短期支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
再掲 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (就学前児童対象)	100	100	100	100	100

確保方策の説明

○就学前世帯および小中学生のいる世帯が、地域の中で安心して子育てすることができるよう、子育て援助活動支援事業を実施し、子どもの成長に伴う多様なニーズへの対応を図ります。

○子育てを助け合う機運を地域の中で醸成するため、子育てサポーター養成講座の開催や会員同士の交流会等の提供会員確保に向けた取り組みを推進します。

○様々な広報媒体やPRの場を活用して、事業についての周知を図ります。

⑧ 利用者支援事業

対 象	子ども、妊産婦、保護者
内 容	子どもおよびその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。
施設数	令和6年度現在：基本型1か所、特定型1か所、こども家庭センター型1か所

■利用者支援事業（基本型）の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	基本型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	1	1	1	1	1

■地域子育て相談機関の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
確保方策	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1

■利用者支援事業（特定型）の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	特定型	1	1	1	1	1
確保方策	特定型	1	1	1	1	1

■利用者支援事業（こども家庭センター型）の見込量と確保方策

単位：か所

項目		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

■妊婦等包括相談支援事業

項目		計画期間				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	妊娠届出数	250	250	250	250	250
	1組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計数	550	550	550	550	550
確保方策	こども家庭センター	550	550	550	550	550
	上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

確保方策の説明

- 基本型は、地域の子育て支援事業の情報提供や相談・援助、各関係機関との連絡調整等を民間事業者に委託することにより、ニーズに対応します。
- 特定型は、保育サービスに関する相談に応じ、子育て家庭への情報提供・利用支援を行います。
- こども家庭センター型は、児童福祉機能（こども家庭センター）と母子保健機能（健康推進課）との一体的な取り組みにより、妊婦や子育て家庭の様々な相談に対応し、適切な支援につなげていきます。また、18歳以降も支援の必要な対象や家庭については、途切れることなく継続的支援が受けられるよう関係者が連携して対応します。
- 妊婦・その配偶者等に対して、面談等を実施することにより、出産や子育てに関する必要な情報提供および相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。
- 母子保健施策の主管課である健康推進課と、こども家庭センターが連携を図り、効果的に事業を行う体制を整えていきます。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

対 象	生後4か月までの乳児とその保護者
内 容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■地域別 事業実績

単位：人

地域	令和4年度		令和5年度	
	対象児童	訪問数	対象児童	訪問数
マキノ	12	11	12	10
今 津	31	30	49	37
朽 木	54	51	48	45
安曇川	59	57	68	61
高 島	9	11	19	19
新 旭	5	2	5	4
計	170	162	201	176

■乳児家庭全戸訪問事業の見込量および確保方策

単位：人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	250	250	250	250	250
確保方策	250	250	250	250	250
実施場所	市内一円	市内一円	市内一円	市内一円	市内一円
実施機関	子育て政策課	子育て政策課	子育て政策課	子育て政策課	子育て政策課
実施者	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員	主任児童委員

確保方策の説明

○保健師による新生児訪問に加え、平成 29 年度から主任児童委員により3か月児のいる家庭を訪問しています。

○今後も、主任児童委員による訪問により、ニーズ（年間出生児数）に対応していきます。

⑩ 妊婦健康診査事業

対 象	妊娠届出者
内 容	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査（①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導）および妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を受けるための費用を助成しています。

■事業実績

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人数（人）	268	253	243	202	225
受診延べ回数（回）	2,933	2,904	2,865	2,573	2,707

■ 妊婦健康診査事業の見込量と確保方策

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人）	250	250	250	250	250
健診回数（回）	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080
確保方策	220人/3,080回	220人/3,080回	220人/3,080回	220人/3,080回	220人/3,080回
実施場所	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外	高島市、県内・県外
実施体制	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他	高島市民病院他
検査項目	7 種	7 種	7 種	7 種	7 種
実施時期	妊娠23週まで 1回/4週間 24～35週まで 1回/2週間 36週以降 1回/1週間				

確保方策の説明

○高島市民病院ほか県内の協力医療機関や助産院での受診は、妊婦健康診査受診券 14 回分、検査券 10 枚を公費負担し、県外の医療機関で受診した場合は償還払いで対応することで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。

<参考>

妊婦健康診査受診券 ～利用方法の目安～から

【基本受診券】

- ①8～11週 ②12～15週 ③16～19週 ④20～23週
 ⑤24・25週 ⑥26・27週 ⑦28・29週 ⑧30・31週
 ⑨32・33週 ⑩34・35週 ⑪36週 ⑫37週 ⑬38週 ⑭39週

【検査項目および検査時期】

- ①超音波検査 23週までの間に2回
 24週から35週までの間に1回
 36週以降に1回
 ②血液検査（妊娠初期） 初期に1回
 ③ // （妊娠中期） 24週から35週までの間に1回
 ④ // （妊娠後期） 36週以降に1回
 ⑤B群GBS検査 33週から37週までの間に1回
 ⑥クラミア検査 30週頃に1回
 ⑦子宮頸がん検診 初期に1回

⑪養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

対 象	養育の支援が特に必要な家庭
内 容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■養育支援訪問事業事業実績

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実家庭数（世帯）	250	188	77	82	100
訪問延べ件数（件）	664	825	414	511	449

■養育支援訪問事業の見込量および確保方策

単位：のべ人数

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	400	400	400	400	400
確保方策	400	400	400	400	400

■子育て世帯訪問支援事業の見込量および確保方策

単位：のべ人数

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	210	210	210	210	210
確保方策	160	160	180	180	210

■児童育成支援拠点事業の見込量および確保方策

単位：実人数

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

■親子関係形成支援事業の見込量および確保方策

単位：実人数

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

確保方策の説明

- 養育支援訪問では、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する専門的な助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
- 子育て世帯訪問支援事業は、家事や子育てに不安や負担を抱える家庭等の居宅を訪問して家事支援や子育て支援を実施することで、負担の軽減が図れるよう体制の整備を行います。
- 児童育成支援拠点事業については、家庭や学校以外の居場所を必要とする児童が、安心して過ごせる環境の中で、他者との交流や生活習慣の形成、学習のサポートなどの取り組みを通じて自立心や社会性を育ていけるよう支援します。
- 親子関係形成支援事業では、子どもとの関わり方や子育てに悩みを持つ保護者同士が、悩みの共有や情報交換、小集団でのワークを通じて健全な親子関係が形成ができるよう支援体制を整えていきます。

⑫産後ケア事業

対 象	産後1年未満の母親およびその乳児
内 容	委託施設の助産師等の専門職が出産後の母子に対し、心身のケアや育児などの相談支援を行います。

■産後ケア事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	100	110	120	130	130
確保方策	100	110	120	130	130
宿泊	50	50	50	50	50
通所	40	45	50	55	55
訪問	10	15	20	25	25

確保方策の説明

- 利用者が県内どここの施設でも利用できるよう産後ケア事業を広域化します。
- 出産は母子やその家族にとって大きなライフイベントですが、不安や負担を抱えながら育児が始まる場合もあります。母子手帳の発行時、新生児訪問や乳児健診等で、繰り返し事業の周知を行い、産後の体調や子育てに不安のある母子がタイムリーに利用できるように支援します。また、出産する医療機関と連携し、必要な母子が産後すぐに利用できるようにします。

⑬乳児等通園支援事業

対 象	生後6か月から満3歳未満の未就園児童
内 容	こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会として、対象児童が毎月一定時間、認定こども園等を利用できるようにすることで、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減を図ります。

■乳児等通園支援事業の見込量および確保方策

単位：のべ人

項目	計画期間				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	－	2,940	2,856	2,760	2,640
0歳児	－	948	912	864	816
1歳児	－	1,128	1,140	1,080	1,032
2歳児	－	864	804	816	792
確保方策	－	2,940	2,856	2,760	2,640

確保方策の説明

- 令和6年度から7年度に制度内容が定まっていくことから、市としての対応を見極めていく必要があります。
- 制度開始にあたり、実施施設の決定、体制整備、保育人材確保を進める必要があります。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進主体と連携の強化

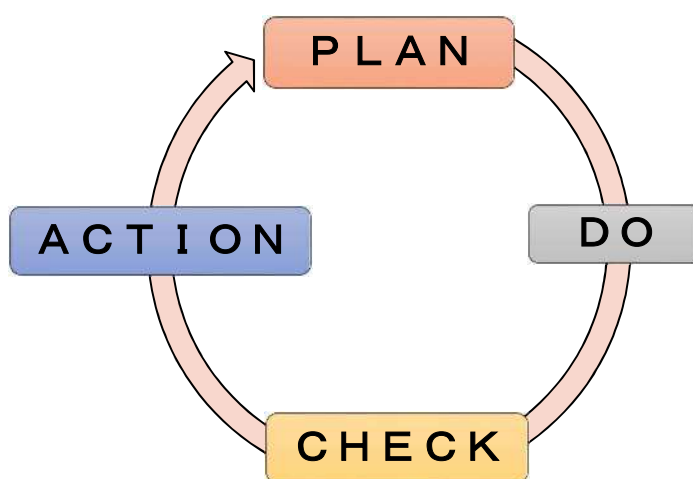
高島市における子育て施策は、保護者を含む地域住民や園、学校、地域団体、関係機関、企業、ボランティアグループ等と市が連携・協働し、地域社会全体で進めていくことが必要です。子どもの成長にとっても、子どもを取り巻く身近な地域社会の中で、多様な交流や体験の機会を創出することが重要となっています。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、こうした連携・協働により様々な人や団体が身近な相談相手となり、必要な情報を提供しながら、社会全体で保護者に寄り添い支援していくことが必要になってきます。さらには、子どもが家庭で保護者と過ごす時間が少しでも長くなるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、その点から事業所の役割が大きくなっていきます。

これらのことから、本計画の推進にあたっては、市のみならず地域社会を構成する様々な人や団体が一体となって、取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画（Plan）を総合的、効果的に実施（Do）するとともに、毎年、計画の実施状況の把握・点検（Check）を行います。また、実施状況について、高島市子ども・子育て会議に報告し、評価していただきます。その結果や社会情勢の変化を鑑みながら、必要な見直し・改善（Action）を行い、更なる計画の推進を図っていきます。



1. 計画の策定経過

高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025 策定の経過

年月日	事項	内容
令和5年 12月7日	令和5年度第2回 高島市子ども・子育て会議	○計画にかかるアンケート調査の実施について
令和6年 1月10日～ 1月25日	高島市子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施	・配布数：3,082件 ・回収数：1,702件 ・回収率：就学前子どもの保護者 61.2% 小学生の保護者 51.5%
2月20日	令和5年度第3回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025の 基本理念の検討について
3月12日	令和5年度第4回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援に関する調査結果について
5月30日	令和6年度第1回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020の 進捗状況について ○グループワーク「高島市で子育てしていて感じること、 子育て支援に関わっていて思うこと」
7月17日	令和6年度第2回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025の 骨子および重点施策の検討について
10月4日	令和6年度第3回 高島市子ども・子育て会議	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025 素案の検討について
11月25日～ 12月24日	高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん2025（案） のパブリックコメント実施	○高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2025（案） のパブリックコメントを実施 意見 なし

高島市子ども・子育て会議 委員名簿

(在任期間：令和4年10月1日～令和7年9月30日)

(敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
第1号委員 (学識経験者)	元 小学校長	峯 森 吉 晴	会長
	元 公立園長	橋 本 妙 子	副会長
第2号委員 (子どもの保護者)	高島市立朽木こども園 保護者	大 島 克 美	
	藤波こども園 保護者	木 村 真 志	
	高島市立静里なのはな園 保護者	吉 田 綾 菜	
	第9学童保育所 保護者	眞 川 瑞 穂	
第3号委員 (子ども・子育て 支援に関する 事業に従事す る者)	高島市立静里なのはな園 園長	地 村 順 子	
	なないろこども園 園長	松 本 貴 志	
	高島市学童保育指導員連絡協議会 副会長	鎌 田 み どり	
	高島市立マキノ児童館 参事	野 田 裕 子	
	高島市健康福祉部健康推進課	森 早 苗	
第4号委員 (関係団体の推 薦を受けた者)	高島市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員(朽木)	澤 田 恵	
	高島市社会福祉協議会	是 永 麻 記 子	
第5号委員 (市民)	公募委員	小 菅 孝 子	
	公募委員	松 井 香 奈	

2. 用語の説明

(1)子ども・子育て支援制度に関する用語

用 語	定 義
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織および運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。(子ども・子育て支援法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(子ども・子育て支援法第11条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条) 【認定区分】 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども) 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
子育てのための施設等利用給付	保育を必要とする子どもについて、認定こども園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用料などを無償化する事業。

(2)子ども・子育て支援制度に関する用語

事業	内容
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、事業の終了後や夏休み等長期休業中に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日・時間において、認定こども園・保育所等において保育を実施する事業。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。（地域子育て支援センター、つどいの広場）
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・幼稚園・保育所等で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
病児・病後児保育事業	病児または病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に関する事業は、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

(3) その他の用語

ア行

【育児休業、育児・介護休業法】

育児休業とは、労働者がその子を養育するために行う休業のことで、育児・介護休業法では育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度で、労働時間を柔軟にしたり、休暇を取りやすくしたりする具体的な制度が盛り込まれています。

【いじめ防止対策推進法】

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関して基本理念を定め、国および地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

【医療的ケア児】

人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どものことをいいます。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的、自発的な社会活動を行っています。

【オレンジリボン・キャンペーン】

子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広める市民活動です。リボンには、子どもの虐待の現状を広く知らせ、子どもの虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

カ行

【CAPプログラム】

CAPはChild Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、CAPプログラムとは、いじめ・誘拐・性的な暴力などに対して、「～してはいけません」という禁止教育の方法ではなく、子どもたちが本来持っている力を引き出し、子どもたち自身があらゆる暴力を跳ね返し、自分を大切にする心を育む教育プログラムです。知識中心に教え込むのではなく、ワークショップ（参加型学習）形式で行います。

【キャリア教育】

望ましい職業観や職業に関する知識を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育のことです。

【ケースマネジメント】

対象者が持つ複数のニーズと、福祉的な制度や機関などの社会資源を、窓口を一元化して結びつけようとする援助技法のことです。ケアマネジメントともいわれます。

【合計特殊出生率】

15～49歳の女性の年齢別出生率の合計のことで、ひとりの女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

【子ども安全リーダー】

警察および教育委員会から委嘱され、通学路などでの子どもの安全を守るため、巡回パトロールや不審者情報の把握・通報などを行います。

【子どもの貧困】

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、または等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在および生活状況をいいます。

サ行

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

労働者一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことをいいます。

【少子高齢化】

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まることをいいます。

【食育】

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保などが図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取り組みのことです。

【スクールガード】

各小学校に登録している学校安全ボランティアで、子どもの登下校の時間にあわせて通学路などの巡回パトロールや危険か所の監視などを行います。

【セルフケア】

自分で自分の健康を管理することです。

タ行

【地域の福祉力】

その地域が持つ課題を住民自身が認識し、その課題の解決に向けて取り組む活動などのことです。

【特別支援教育】

障がいのある幼児や児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDV】

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある（またはあった）男女間における、男性から女性への暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為なども含まれます。

デートDVは、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。

ハ行

【ハイリスク妊産婦】

ハイリスク妊婦は、妊娠高血圧症候群やその他の合併症をもつなど、母体や胎児あるいは新生児に重大な障がいを生ずる危険性の高い妊婦のことです。ハイリスク産婦は、育児不安がみられ、保健指導が必要な産婦などのことをいいます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

【バリアフリー化】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方をいいます。具体的には、車いすでも通ることができるように、道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ブックスタート事業】

親が乳児を抱きながら絵本を読み聞かせて、親子関係を築くきっかけにしたり、子どもの情緒的な成長を促そうとするもので、乳幼児健診などにおいて絵本をプレゼントし、その楽しさを知らせる活動です。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

ラ行

【良知】

人が生まれつき持っている良心、美しい心のことです。

ワ行

【ワークショップ】

参加体験型学習とも訳されます。講義などの一方的な知識伝達ではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする形式のことです。また、その作業そのものを意味することもあります。



高島市子ども・子育て支援事業計画
および次世代育成支援対策地域行動計画
「高島市子ども・子育て支援 あくしょん・ぷらん 2025」

令和7年1月

発行・編集 高島市 子ども未来部 子育て政策課
〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL : 0740-25-8136 (直通)

FAX : 0740-25-8145

